

呉市・音戸町合併協議会  
呉市・倉橋町合併協議会  
呉市・蒲刈町合併協議会  
呉市・安浦町合併協議会  
呉市・豊浜町合併協議会  
呉市・豊町合併協議会

第 5 回 合 同 会 議

日時：平成16年2月6日(金) 13時30分  
場所：クレイトンベイホテル 3階 天の間

- 次 第 -

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

行政制度等に関する協議事項

[ 継続協議項目 ]

協議第23号 環境事業の取扱いについて

協議第24号 商工業・観光の振興について

協議第25号 農林水産業の振興について

協議第26号 まちづくり建設事業の取扱いについて

[ 今回提案項目 ]

協議第27号 教育・文化・スポーツの振興について

協議第28号 人権行政の取扱いについて

協議第29号 コミュニティの振興等について

協議第30号 水道事業の取扱いについて

協議第31号 下水道事業の取扱いについて

協議第32号 消防・防災体制整備について

協議第34号 公共料金等の取扱い

(1) 保育料

(2) 介護保険料

(3) 国民健康保険料

(4) 水道料金

(5) 下水道使用料等

公共下水道事業  
集落排水事業

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

7 閉 会

## 第5回合併協議会合同会議出席者

### (呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也  
委員 呉市助役 川崎 初太郎  
委員 呉市助役 赤松 俊彦  
委員 呉市議会議長 中田 清和  
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成  
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順  
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登  
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

### (音戸町)

副会長 音戸町長 川岡 孝美  
委員 音戸町助役 下垣内 清  
委員 音戸町議会議長 岡本 義明  
委員 音戸町議会副議長 新谷 勝利  
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会委員長 幸城 和俊  
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 原田 公明  
委員 音戸町商工会会長 室澤 喜洋  
委員 音戸町区長会会長 坪井 秀則  
委員 音戸町女性連合会会長 武田 安代

### (倉橋町)

副会長 倉橋町長 石橋 杉嘉  
委員 倉橋町助役 中田 正志  
委員 倉橋町議会議長 里 武  
委員 倉橋町議会副議長 宮西 正司  
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会委員長 上瀬 雅晴  
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 吉本 圭介  
委員 倉橋町区長会会長 原 明  
委員 倉橋町区長会副会長 黒野 國良  
委員 倉橋町監査委員 宮浦 宣政

### (蒲刈町)

副会長 蒲刈町長 柴崎 龍雄  
委員 蒲刈町助役 村松 弘康  
委員 蒲刈町議会議長 山木 巧  
委員 蒲刈町議会副議長 岡本 智恵子  
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会委員長 大久保 正孝  
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会副委員長 馬場 照雄  
委員 蒲刈町区長会会長 木村 正雄  
委員 蒲刈町商工会会長 兼田 定夫  
委員 蒲刈町女性連合会副会長 高岡 忍

(安浦町)

副会長 安浦町長 沖田 範彦  
委員 安浦町助役 坂井 紀明  
委員 安浦町議会議長 森本 茂樹  
委員 安浦町議会副議長 渡邊 隆司  
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 榎木 和一  
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 林田 浩秋  
委員 安浦町自治会連合会会長 藤登 哲郎  
委員 安浦町女性連合会副会長 岸本 美代子  
委員 安浦町商工会会長 堀尾 忠男

(豊浜町)

副会長 豊浜町長 狹間 襄治  
委員 豊浜町助役 隠地 忠爾  
委員 豊浜町議会議長 土佐 武  
委員 豊浜町議会副議長 伊藤 圭一  
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会委員長 西永 英典  
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会副委員長 大川 一也  
委員 豊浜町自治会小野浦区長 西野 國定  
委員 豊浜町自治会山崎区長 坂 孝好  
委員 豊浜町自治会立花区長 大奈良 靖

(豊 町)

副会長 豊町長 長本 憲  
委員 豊町助役 大町 武之  
委員 豊町議会議長 大道 洋三  
委員 豊町議会副議長 本末 満  
委員 豊町議会総務常任委員会委員長 廿日出 真二  
委員 豊町議会産業建設常任委員会委員長 長浜 要悟  
委員 豊町連合町内会会長 琢明 知之  
委員 豊町商工会会長 村尾 征之  
委員 豊町女性会会長 築山 トヨコ

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

# 第 5 回 合併協議会 協議事項

## 行政制度等に関する協議

### [ 継続協議項目 ]

協議第23号	環境事業の取扱い	・・・	P 2
協議第24号	商工業・観光の振興	・・・	P 13
協議第25号	農林水産業の振興	・・・	P 20
協議第26号	まちづくり建設事業の取扱い	・・・	P 29

### [ 今回提案項目 ]

協議第27号	教育・文化・スポーツの振興	・・・	P 38
協議第28号	人権行政の取扱い	・・・	P 47
協議第29号	コミュニティの振興等	・・・	P 52
協議第30号	水道事業の取扱い	・・・	P 61
協議第31号	下水道事業の取扱い	・・・	P 61
協議第32号	消防・防災体制整備	・・・	P 62
協議第34号	公共料金等の取扱い		
	( 1 ) 保育料	・・・	P 67
	( 2 ) 介護保険料	・・・	P 68
	( 3 ) 国民健康保険料	・・・	P 69
	( 4 ) 水道料金	・・・	P 70
	( 5 ) 下水道使用料等		
	公共下水道事業	・・・	P 71
	集落排水事業	・・・	P 72

## 16 各種事務事業の取扱い

### 行政制度等に関する調整方針及び協議事項

行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから市町の住民生活に支障を来さないように行政の事務・事業（福祉，保健，医療，衛生，経済振興，まちづくり，学校教育，文化・スポーツ振興，上・下水道，消防・救急など）について，事前に調整を図るものです。

また，調整にあたっては，原則として呉市の制度に統一することを基本に，次の点に留意しながら協議を進めていくこととします。

- (1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は，呉市の制度を適用していくこととする。
- (2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は，呉市制度に準拠し，できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。
- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は，合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し，必要性や財政状況等を総合的に判断する中で，廃止あるいは段階的，経過的な措置を検討していくこととする。

# [ 継続協議項目 ]

## 協議第23号

### 環境事業の取扱い

内	容																																			
環境保全事業，し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，斎場などについて協議する。																																				
<b>調整方針（合併協定案）</b>																																				
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，各町地域において実施しているごみ・し尿の収集・処理事業，体制（料金を含む）については，当分の間，現行のとおりとする。</p>																																				
<b>市・町の現状及び参考資料</b>																																				
<p>音戸町並びに倉橋町独自の一部事務組合として，「音戸町倉橋町広域行政組合（事務局：音戸町内）」を音戸町と倉橋町の2町で構成しており，ごみ・し尿処理等を共同で実施している。音戸町内にごみ処理・保管施設，倉橋町内に最終処分場，し尿処理施設を持つ。</p> <p>また，音戸町，倉橋町は，江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町で構成する「江能広域事務組合」に加入しており，斎場の管理運営等を共同で実施している。</p>																																				
<p>蒲刈町は呉市と「安芸南部衛生組合」を組織し，ごみ処理及びし尿処理を行っている。収集については，民間業者へ業務委託している。蒲刈町内にはごみの一時保管施設があり，呉市（下蒲刈町）内にはし尿処理施設がある。</p>																																				
<p>安浦町は川尻町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し，し尿処理を行っている。収集については，許可業者が行っている。</p>																																				
<p>豊浜町と豊町は，関前村（愛媛県）と「芸予衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに豊町内）し，業者委託により，ごみ処理及びし尿処理を行っている。</p>																																				
<p>なお，協議第12号「一部事務組合等の取扱い」については，第2回合同会議において確認済み。</p> <p>行政制度調整調書 P34～37</p>																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（1）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>調整方針（2）の項目数</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">うち7項目については，当面，現行のとおりとする</td> </tr> <tr> <td>調整方針（3）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>		音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針（1）の項目数	1	1	4	1	4	4	調整方針（2）の項目数	13	13	10	13	10	10	うち7項目については，当面，現行のとおりとする							調整方針（3）の項目数	1	1	1	1	0	0
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町																														
調整方針（1）の項目数	1	1	4	1	4	4																														
調整方針（2）の項目数	13	13	10	13	10	10																														
うち7項目については，当面，現行のとおりとする																																				
調整方針（3）の項目数	1	1	1	1	0	0																														

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>環境美化事業</b>			
生ごみ堆肥化容器購入費補助 (調書 P 3 6)	「電気式生ごみ処理機」を購入する市民に対し、その費用の一部を助成することにより、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、環境に対する意識の向上を図る。 [補助金額] 購入金額の1/3 上限額：20,000円 (1世帯1基まで)	-	-
資源集団回収団体報奨金 (調書 P 3 6)	環境の保全と資源の有効活用を図るため、組織的、体系的、継続的に資源物の回収を実施した団体に、1kgにつき8円、年2回、半年毎の申請により、報奨金を交付している。	-	-
住宅用太陽光発電システム設置費補助 (調書 P 3 6)	新エネルギー財団の補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、財団の補助金の1/3を補助	なし	なし
-		-	-
<b>合計項目数</b>		1項目	1項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし		なし	なし
なし		なし	なし
なし	なし	なし	なし
ほか 1項目	-	ほか 1項目	ほか 1項目

4項目	1項目	4項目	4項目
-----	-----	-----	-----

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案： 原則，呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし，調整に当たっては，町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

**ごみ処理事業**

家庭ごみ (調書 P34)  当面、現行のとおりとする。	収集方法		直営(一部委託) 下蒲刈町： 安芸南部衛生組合が地元業者に業務委託	(呉市 に同じ)	委託
	可燃ごみ	種類	台所のごみ，木くず，紙くず，布類，プラスチック 下蒲刈町： 可燃ごみ+可燃性ごみ	台所のごみ，木くず，紙くず，ビニール・プラスチック類等(古紙類，布類)	台所のごみ，木くず，紙くず，発砲スチロール，プラスチック類(古紙類，布類)
		収集回数	週2回	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
		収集手数料	無料 下蒲刈町 有料：指定袋購入 1袋10円	有料：指定袋購入 大 7円 中 5円 小 4円	有料：指定袋購入 大 7円 中 5円 小 4円
		処理手数料			
	不燃ごみ	種類	金属，陶磁器，ガラス，灰類等 下蒲刈町： 不燃ごみ+不燃性ごみ	陶磁器(ガラス類)	金属，植木鉢，瀬戸物，灰等
		収集回数	週1回 下蒲刈町：月2回	月1回	(呉市 に同じ)
		収集手数料	無料 下蒲刈町 有料：指定袋購入 1袋10円	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)
		処理手数料			
	有害ごみ	種類	乾電池，蛍光灯，水銀体温計等 下蒲刈町：設定なし	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)
		収集回数	年4回 下蒲刈町：なし	月1回	2月1回
		収集手数料 処理手数料	無料	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
		資源物回収	種類	缶類，びん類，紙類，ペットボトル	(呉市に同じ)
		収集回数	月2回	週2回：古紙 月1回：缶・ビン・ペットボトル	週1回：古紙 月1回：缶・ビン・ペットボトル
		収集手数料 処理手数料	無料 下蒲刈町 有料：指定袋購入 1袋10円	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)

(参考)

焼却工場 (調書 P35)	名称	クリーンセンターくれ	音戸町倉橋町広域行政事務組合日附環境美化センター	音戸町倉橋町広域行政事務組合日附環境美化センター
	焼却能力	380t/日	31t/8h	31t/8h
	余熱利用	給湯・冷暖房・自家発電	給湯	給湯
ごみ埋立地 (調書 P35)	名称	呉市埋立処理場	倉橋町烏越最終処分場	倉橋町烏越最終処分場
	その他	浸出水処理施設能力： 1,000m <sup>3</sup> /日	浸出水処理施設	浸出水処理施設

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

(呉市 に同じ)	直営	一部事務組合：芸予衛生組合	一部事務組合：芸予衛生組合
(呉市 に同じ)	台所のごみ，プラスチック，ビニール製品，革製品，木などの小さな燃えるごみ	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)
(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
(呉市 に同じ)	無料	有料：指定袋購入 芸予衛生組合で購入する場合 大 14円 小 9円 個人商店で購入する場合 大 16円 小 11円	有料：指定袋購入 芸予衛生組合で購入する場合 大 14円 小 9円 個人商店で購入する場合 大 16円 小 11円
(呉市 に同じ)	びん類，缶類，ガラス類，陶器類	陶磁器，ガラス，びん類，缶類	金属，陶磁器，ガラス，缶類
(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)	週2回	週2回
(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)
設定なし	設定なし	乾電池，蛍光灯，水銀体温計，使用済釣具等 上記に含めて収集	乾電池，蛍光灯，水銀体温計等
		週2回	週2回
		(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
(呉市に同じ)	ダンボール，新聞・雑誌，飲料パック，ペットボトル	缶類，びん類	缶類，びん類
(呉市に同じ)	月1回	週2回 (缶類1回，びん類1回)	週2回 (缶類1回，びん類1回)
(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)	(呉市 に同じ)

安芸南部衛生組合ごみ処理場	安浦町清掃センター	芸予衛生組合 芸予環境衛生センター	芸予衛生組合 芸予環境衛生センター
可燃ごみ焼却は呉市に業務委託	可燃ごみ焼却は呉市に業務委託	7t/日 なし	7t/日 なし
なし	なし	なし	なし

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

### し尿・浄化槽汚泥処理事業

し尿 (調書 P35)  当面、現行のとおりとする。	一般家庭のもの	収集回数	原則月1回	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
		収集主体	許可業者		
	収集手数料	世帯者(1歳未満の者を除く)一人につき月額：315円 くみ取り1回につき：294円 下蒲刈町：10円/	[基本料金] 普通トイレ：430円 無臭トイレ：710円 普通トイレ(高地部)：720円 無臭トイレ(高地部)：1,000円 上記4件人頭割 1名につき：430円 普通簡易水洗：340円 無臭簡易水洗：710円 普通簡易水洗(高地部)：710円 無臭簡易水洗(高地部)：1,000円	基本料金：500円 (普通便槽，無臭便槽，高地部普通便槽，高地部無臭便槽とも。ただし，高地部については配管済の所) 上記4件人頭割 1名につき：400円 簡易水洗基本料金：300円 18につき：160円	
	一般家庭以外のもの等	収集回数	原則月1回 下蒲刈町：随時	(呉市に同じ)	随時
	収集主体	許可業者		(呉市に同じ)	
	収集手数料	315円/36 くみ取り1回につき：294円 下蒲刈町：10円/	150円/18	基本料金：500円 160円/18	
浄化槽汚泥 (調書 P35)  当面、現行のとおりとする。	収集回数	随時	(呉市に同じ)	年1回	
	収集主体	許可業者		(呉市に同じ)	
合併処理浄化槽設置事業補助金 補助率：国1/3 県1/3 (調書 P35)	[対象] 下水道認可区域を除く地域及び集落排水処理事業の処理区域を除く地域において，住宅に合併処理浄化槽を設置する方 [交付限度額] 個人住宅 5人槽：354千円 7人槽：411千円 10人槽：519千円 (二世帯住宅のみ) 共同住宅 5人槽：354千円 6~7人槽：411千円 8人槽以上：519千円	[対象] 町内全区域(ただし保守点検・清掃が可能な場所に限る)において，住宅に合併処理浄化槽を設置する方 [交付限度額] 呉市に同じ	[対象] 下水道認可区域と農業集落排水処理施設，その他の集合処理施設による処理区域を除く地域において，住宅に合併処理浄化槽を設置する方 [交付限度額] 呉市に同じ		

### (参考)

し尿等処理施設 (調書 P35)	施設名	東部処理場 安芸南部衛生組合し尿処理場(下蒲刈町)	音戸町倉橋町広域行政事務組合長門園	音戸町倉橋町広域行政事務組合長門園
	処理能力	東部処理場 60k/24h(消化方式) 120k/24h(酸化方式) 安芸南部処理場 し尿処理：6k/日 浄化槽汚泥：6k/日	し尿処理・浄化槽汚泥： 40k/日	し尿処理・浄化槽汚泥： 40k/日

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

随時 (呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
10円/	10.6円/ (収集料金：9.6円/ , 施設使用料：1円/ )	収集回数は便槽による。 収集手数料は、 ホースの長さ50m未満 基本料金100円+8円/ ホースの長さ50m以上 ホース1本20m追加ごとに 50円追加	ホースの長さ50m未満 基本料金100円+8円/ ホースの長さ50m以上 ホース1本20m追加ごとに 50円追加
随時 (呉市に同じ)	(呉市に同じ)	随時 (呉市に同じ)	随時 (呉市に同じ)
10円/	10.6円/	8円/ ホース1本50円	8円/ ホース1本50円
(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
なし	[対象] 公共下水道(特定環境保全公 共下水道を含む)及び農業集落 排水事業計画地域を除く地域 において、住宅に合併処理浄 化槽を設置する方 [交付限度額] 5人槽：802千円 7人槽：859千円 10人槽：967千円	なし	[対象] 大長地区、御手洗地区、三 角地区において、住宅に合併 処理浄化槽を設置する方 [交付限度額] 呉市に同じ

安芸南部衛生組合し尿処理場	芸南衛生組合し尿処理場	芸予衛生組合 芸予環境衛生センター	芸予衛生組合 芸予環境衛生センター
し尿処理： 6k /日 浄化槽汚泥： 6k /日	30k /日 (低希釈二段活性法方式)	し尿処理： 8.2k /日 浄化槽汚泥： 1.8k /日	し尿処理： 8.2k /日 浄化槽汚泥： 1.8k /日

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

環境美化事業

生ごみ堆肥化容器購入費補助 (調書 P36)	「電気式生ごみ処理機」を購入する市民に対し、その費用の一部を助成することにより、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、環境に対する意識の向上を図る。 [補助金額] 購入金額の1/3 上限額：20,000円 (1世帯1基まで)	家庭から出る生ごみを堆肥化するため堆肥化容器の購入に対して補助金を交付する。 [補助金額] コンポスト式 購入価格の6割 限度額：8,000円 電動式 購入価格の1/3 限度額：20,000円	家庭から出る生ごみを堆肥化するため、堆肥化容器の購入に対して補助金を交付する。 [補助金額] コンボ容器 購入価格の1/2 限度額：3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/3 限度額：20,000円
資源集団回収団体報奨金 (調書 P36)	環境の保全と資源の有効活用を図るため、組織的、体系的、継続的に資源物の回収を実施した団体に、1kgにつき8円、年2回、半年毎の申請により、報奨金を交付している。	資源ごみ回収奨励金 空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する小・中学校に、予算の範囲内で奨励金を支給している。	資源ごみ回収奨励金 空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する小・中学校に、予算の範囲内で奨励金を支給している。

斎場等

火葬場 (調書 P37)	[施設] 呉市斎場 人体炉：10炉 汚物炉：1炉 下蒲刈火葬場 人体炉：1炉 [使用料] 遺体火葬(呉市民) 11歳以上：1,000円 11歳未満：800円 死産：400円 その他：200円 市外居住者別料金  豊浜町の斎島火葬場については、当面、現行のとおりとする。 また、音戸町及び倉橋町が加入する江能広域事務組合の葬斎センターについては、江能4町の合併の動向に配慮しながら、共同事務等の取扱いについて協議していくこととする。  (葬祭時の搬送車両については地元で使用できるように調整をしていく)	[施設] 江能広域葬斎センター [使用料] 遺体火葬 12歳以上：22,000円 12歳未満：19,000円	[施設] 江能広域葬斎センター [使用料] 遺体火葬 12歳以上：22,000円 12歳未満：19,000円
		ほか 5項目	ほか 5項目

合計項目数	13項目	13項目
-------	------	------

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし	<p>家庭から出る生ごみを堆肥化するため、堆肥化機器等の購入に対して、補助金を交付する。</p> <p>[ 補助金額 ] コンポスト容器 購入金額の1/2以内 限度額：3,000円 電動式 一律：20,000円</p>	なし	なし
なし	<p>資源ごみ回収奨励金 空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する各団体に、1kgにつき5円の奨励金を支給している。 幼稚園・保育所・小・中学校を対象に空き缶・ペットボトル1本に対して1円を学校単位で報奨金として支給</p>	なし	なし

<p>[ 施設 ] 町内4地区に各1施設 (人体炉) [ 使用料 ] 遺体火葬 12歳以上：12,400円 12歳未満：8,200円 1歳未満：2,200円</p>	<p>[ 施設 ] 安浦町営火葬場 人体炉：2炉 [ 使用料 ] 遺体火葬 12歳以上：20,000円 12歳未満：18,000円 死産児：8,000円 町外居住者は上記の1.5倍 減免措置あり</p>	<p>[ 施設 ] 極楽苑(町管理) 人体炉：2炉 安楽苑(休止中) 人体炉：1炉 斎島火葬場(自治会管理) 人体炉：1炉 [ 使用料 ] 極楽苑 遺体火葬 12歳以上：16,000円 12歳未満：13,000円 死産児：10,000円 斎島火葬場 遺体火葬：無料</p>	<p>[ 施設 ] 豊町火葬場(H2建築) 人体炉：2炉 [ 使用料 ] 遺体火葬：11,000円</p>
ほか 5項目	ほか 5項目	ほか 5項目	ほか 4項目

10項目	13項目	10項目	10項目
------	------	------	------

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

### 調整方針案：町制度は廃止する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
環境美化事業			
住みやすいまちづくり活動 (EM発酵液の普及)  (調書 P36)	なし	公衆衛生推進協議会が培養液を作成し、各区へ配布している。 H15年度のみ、機器及び原液等の購入費として75万円を補助。	女性団体連合会が培養液を作成し、希望者に配布している。 EM活性液(原液)の購入に対し、補助金として1/3を支給している。
合計項目数		1項目	1項目

#### (参考)

EM： Effective (有用な) Microorganisms (微生物) の頭文字からEMと呼ばれています。物資の過剰な酸化を防ぎ、悪化した自然環境の再生に役立つといわれています。

EMを利用した水質浄化の取り組みは、全国的に多くの住民団体等が実施されています。しかしながら、広島県、岡山県、三重県等の公的研究機関が実証実験を行った結果では、有効との立証はされておられません。

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

<p>EM発効液(原液)を町で購入。EM活性液を作り、全世帯(希望者)に配布している。 H15EM菌購入予算： 600千円</p>	<p>安浦・水と生命をはぐくむ会(会員300名)が、生活環境排水の浄化活動(海や川にEM発酵液を投入し浄化する)会員へEM発酵液の無料配布(各家庭の排水口に流し浄化)等の活動を行っている。 補助金：90万円</p>	なし	なし
---	---	----	----

1項目	1項目	-	-
-----	-----	---	---

## 協議第24号

### 商工業・観光の振興

内		容				
各種振興事業，助成制度・融資事業，広域観光の振興などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし，個別事業・制度等については，町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 3 8 ~ 4 2						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	3 2	3 3	3 3	3 1	3 4	3 4
調整方針（2）の項目数	5	4	4	6	3	3

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

### 調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>中小企業対策</b>			
呉地域産業振興センター (調書 P 3 8)	地域企業と大学，研究機関，支援機関等の橋渡し役を担い，地域企業の新たな展開をサポートする拠点として，呉地域産業振興センターを設立し，次の事業を実施している。 中小企業支援事業 研究開発支援事業 人材育成事業 販路拡大事業 情報提供事業 普及啓発事業 特許活用支援事業 創業者等支援事業	なし	なし
<b>企業立地の促進</b>			
工業立地条例 (調書 P 3 8)	事業転換事業 市内の製造業者が，市長の指定した業種に事業を転換し，かつ，指定業種が全事業活動の相当部分を占めることとなるものを対象として，融資の斡旋を行っている。 限度額：50,000千円 年利：1.7%(H15年度) 工場等新增設事業 1,000㎡以上の工場を建設し，10人以上の雇用となるものを対象として，助成金の交付又は市有地の譲渡若しくは有償貸付を行っている。 ・固定資産税相当額の助成 1年目：100/100 2年目：75/100 3年目：50/100 限度額：1億円 ・新規雇用助成金 一人当たり20万円 限度額：2千万円	なし	なし
<b>中小企業勤労者共済</b>			
勤労者資金融資 (調書 P 3 9)	中国労働金庫呉市預託金提携融資制度 呉市内に居住又は勤務をする勤労者を対象として年利2.00%で融資を行っている。 [資金使途：限度額] 住宅費：300万円 教育費：100万円 医療費：100万円 介護機器具購入費：100万円 [融資期間(据置期間)] 住宅費：7年以内 その他：5年以内	なし	なし

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
中小企業融資制度(広島県, 政府系中小企業金融機関の融資制度を除く)			
中小企業経営安定資金(短期) (調書 P40)	市内中小企業者を対象として, 利率1.60%(保証料率1.15%)で運転資金の融資を行っている。 融資限度額: 1,000万円 融資期間: 1年以内	なし	なし
中小企業経営安定資金(長期) (調書 P40)	市内中小企業者を対象として, 利率2.00%(保証料率1.15%)で運転資金の融資を行っている。 融資限度額: 2,000万円 融資期間(据置期間): 7年以内(1年以内)	なし	なし
小規模事業融資 (調書 P40)	従業員20人以下の市内小規模事業者(商業・サービス業は5人以下)を対象として, 利率1.50%(保証料率1.00%)で運転資金, 設備資金の融資を行っている。 融資限度額: 800万円以内 融資期間(据置期間): 5年以内(1年以内)	なし	なし
創業支援資金融資 (調書 P40)	創業者及び創業後5年未満の市内中小企業者を対象として, 利率1.40%(保証料率0.70%)で運転資金, 設備資金の融資を行っている。 融資限度額: 1,500万円 融資期間(据置期間): 運転資金: 5年以内 (1年以内) 設備資金: 7年以内 (1年以内)	なし	なし
		ほか 25項目	ほか 26項目
合計項目数		32項目	33項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし		なし	なし
なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし
ほか 26項目	ほか 25項目	ほか 27項目	ほか 27項目

33項目	31項目	34項目	34項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の实情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>商店街等への補助</b>			
商工会議所・商工会への補助金 (調書 P 3 9)	<p>呉商工会議所            会員数：2,347(H14年度末)            運営全体に対し補助を行っている。            補助額：405万円(H15)</p> <p>補助金については、商工会の事業内容を精査した上で、商工会の事業活動を後退させないように調整していく。</p>	<p>音戸町商工会            会員数：354(H14年度末)            H15運営費補助金：450万円</p>	<p>倉橋町商工会            会員数：416(H14年度末)            H15運営費補助金：120万円            パソコン研修会、ホームページ維持管理、各種セミナー開催等の事業費補助を含む            H15事業費補助金：30万円            ・地域振興券事業</p>
<b>観光振興団体及び事業の推進等</b>			
観光振興団体 (調書 P 4 2)	<p>呉地域観光連絡協議会            7 5 団体            負担金：6 0 0 万円            呉観光協会            1 9 2 名            補助金：1 8 0 万円</p> <p>観光協会への補助金については、事業内容を精査した上で、経過措置をとる方向で調整していく。            その他の協議会等の負担金については、合併までに調整していく。</p>	<p>観光協会：なし            その他協議会等負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清盛祭保存会              毎年度基金積立：200万円              補助金1,200万円(H13/14)</li> <li>・音戸の舟唄保存会              補助金：8万円</li> <li>・清盛大鼓保存会              補助金：25万円</li> <li>・呉地域観光連絡協議会              負担金：4万円</li> <li>・県観光キャンペーン              負担金：30万円</li> <li>・県観光連盟              負担金：3万円</li> </ul>	<p>観光協会：なし            その他協議会等負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすの島づくり実行委員会              補助金：36万円              アクアスロンくらはし大会、くらはしふれあいフェスティバル、宝島くらはしフェスティバル等の事業に対し補助</li> <li>・呉地域観光連絡協議会              負担金：7万円</li> <li>・県観光キャンペーン              負担金：15万円</li> <li>・県観光連盟              負担金：3.4万円</li> </ul>
観光振興事業 (調書 P 4 2)	<p>呉まつり協会            補助金1,480万円            呉みなと祭、呉の夏まつり、呉海上花火大会、吉川英治文学碑記念祭、くれ食の祭典            ポートピアイルミネーション            観光ボランティア            観光ブラッシュアップ講座開催等            観光案内所設置、パンフレット等作成、案内板設置など</p> <p>観光施設等は呉市に引き継ぐとともに、引き続き呉市の新たな財産として観光振興に努める。            ・町主催及び協イイベントについては、事業の目的、内容、実施方法等を精査した上で、引き続き、実施する方向で調整していく。            ・観光案内板、観光パンフレット等の作成など基本的な観光振興については、呉市の制度として引き継ぐ。</p>	<p>清盛祭(5年に1回)            おんどフェスティバル(毎年11月実施)            補助金：400万円            観光パンフレット等作成、案内板設置など            清盛祭道具管理補助：30万円</p>	<p>宝島くらはしフェスティバル(毎年2月実施)            補助金：163万円</p>
		ほか 2項目	ほか 1項目
<b>合計項目数</b>		<b>5項目</b>	<b>4項目</b>

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

<p>蒲刈町商工会          会員数：122(H15.4末)          H15運営費補助金：431万円          H15事業費補助金：360万円          (国1/2・町1/2)          ・地域通貨事業          ・特産品開発事業</p>	<p>安浦町商工会          会員数：330(H14年度末)          H15運営費補助金：318.5万円          H15事業費補助金：159万円          ・中小商業活性化推進事業          ・児童生徒発明工夫展事業          ・経営者育成異業種交流事業          ・地域特産品等開発推進事業          ・若手後継者育成事業          ・フリーマーケット推進事業          ・情報化推進事業          ・商品券事業</p>	<p>豊浜町商工会          会員数：73(H14年度末)          H15運営費補助金：170万円          H15事業費補助金：10万円          ・商工会後継者育成事業</p>	<p>豊町商工会          会員数130(H15.10現在)          H15運営費補助金：89万円          H15事業費補助金：822万円          ・七夕納涼祭          ・観光案内所運営          ・活性化イベント等</p>
--	---	---	--

<p>蒲刈町観光協会          補助金：140万円          その他協議会等負担金          ・呉地域観光連絡協議会          負担金：4万円          ・広島県観光連盟          負担金：3万円          観光ミニ情報          負担金：3万円          ・県アンテナショップ協議会          負担金：5万円          ・広島県観光キャンペーン          実行委員会          負担金：15万円</p>	<p>安浦町観光協会          会員：65名          補助金：56.7万円          その他協議会等負担金          ・呉地域観光連絡協議会          負担金：8万円          ・広島県観光キャンペーン          協議会          負担金：23万円          ・広島県観光連盟          負担金：3万円</p>	<p>観光協会：なし          その他協議会等負担金          ・呉地域観光連絡協議会          負担金：3万円          ・広島県観光連盟          負担金：3万円          ・東京アンテナショップ協議          会          負担金：3万円</p>	<p>豊町観光協会補助金：なし          (豊町商工会補助に含まれる)          その他協議会等負担金          ・呉地域観光連絡協議会          負担金：3万円          ・広島県観光連盟          負担金：11.5万円          ・広島県観光キャンペーン          実行委員会          負担金：15万円          ・瀬戸内ツーリズム事業          負担金：10万円</p>
--	--	--	---

<p>蒲刈観光キャンペーン          実行委員会          自然と恵みのふれあい          フェア(年1回実施)          補助金：100万円          広島県観光連盟          瀬戸内ツーリズム事業          (せとうちおさんぽクルーズ)          負担金：10万円</p>	<p>安浦夏まつり          補助金：180万円          全国やすうら月の西行祭          補助金：135万円          パンフレット等作成，案内          板設置，修理等</p>	<p>なし</p>	<p>商工会事業として実施          七夕納涼祭          観光案内所運営          観光ボランティア養成講座，          研修，ガイド報酬          観光案内板，パンフレット等          作成</p>
ほか 1項目	ほか 3項目	ほか 1項目	-

4項目	6項目	3項目	3項目
-----	-----	-----	-----

## 協議第25号

### 農林水産業の振興

内 容						
各種基盤整備，振興事業などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし，個別事業・制度等については，町地域の農林水産業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 4 2 ~ 4 9						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	2 0	1 2	1 4	1 5	2 1	1 8
調整方針（2）の項目数	2 1	2 9	2 7	2 6	2 0	2 3
調整方針（3）の項目数	0	0	0	0	2	1

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

### 調整方針案： 呉市の制度を適用する。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>農業振興</b>			
農業生産区の設置等 (調書 P43)	農業生産区の設置： 109生産区・農区長	設置なし	設置なし (農業集団：5集団)
金融・流通対策： 農業経営資金融資預託貸付 (調書 P44)	農業経営総合資金及び 農地等災害復旧資金 農林産業の振興に必要な資金を低利で融資するため、市独自の融資制度を設けている。 農業経営の近代化に必要な 農業機械購入資金 施設・資機材の購入資金 畜産施設改善・整備資金 家畜の導入資金 土地改良資金 災害復旧資金 融資限度額：400～800万円 貸付利率：0.54～1.08% 貸付期間：5年～8年	なし	なし
<b>林業振興</b>			
森林の保全・保護： 松くい虫対策 (調書 P46)	松くい虫に侵されている被害木を伐倒し、松食い虫防除のための空中散布や、薬剤処理を行う。 枯死した被害木や倒れそうな危険木を伐倒処理する。 松くい虫被害跡地植樹： 民有林内の松くい虫被害による伐倒処理後の跡地に広葉樹を植林し、森林の保全を図る。	なし	
<b>水産業振興</b>			
水産教室 (調書 P47)	小学生を対象として、マダいの飼付け事業を通して、栽培漁業についての講義や、実際に給餌を体験することにより、水産資源の大切さを啓発している。	なし	なし
漁業経営資金融資預託貸付 (調書 P48)	漁業経営総合資金 漁業協同組合員を対象として、水産業の振興に必要な資金を低利で融資するために、市独自で融資制度を設けている。 漁船の建造、改造及び漁業施設の改良、造成並びに各種漁具、資材等の購入資金 漁家経営の転換や合理化等による現状経営の再整備資金 融資限度額：2,000万円 貸付利率：2.1575%(H15) 貸付期間：1年以内		なし
		ほか 16項目	ほか 8項目
<b>合計項目数</b>		<b>20項目</b>	<b>12項目</b>

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

設置なし	設置なし 水田農業経営確立対策 推進委員：40名	設置なし	設置なし
なし	なし	なし	なし

なし	/	なし	なし
----	---	----	----

なし	なし	なし	/
なし	なし	なし	なし
ほか 9項目	ほか 11項目	ほか 16項目	ほか 14項目

14項目	15項目	21項目	18項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>農業振興</b>			
優良農地の保全・確保と有効利用： 農地流動化の推進 (調書 P43)	所有権の移転など、利用権設定等促進事業を活用し、農地の流動化を推進している。  豊町の事業については、経過措置をとる方向で調整していく。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
農業団体等育成指導： 農業団体への事業補助 (調書 P44)	農業協同組合が転作を推進するための機械導入に対し1/3以内の助成を行っている。 生産性の高い農業形態を目指すため、施設化(ビニールハウス、保冷库等)を図る野菜及び花き等の研究会に対して、事業費の1/3以内の助成を行っている。	花き組合への助成：3万円 農業セミナーへの助成：9万円(高須朝市)	農業技術者部会において、町内の農業振興対策の企画、事業の推進地域生産部会の育成を図っている。 認定農業者団体に調査研究費150千円の助成を行っている。
特産化事業：推進事業 (調書 P45)	地元で採れた農産物を創意と工夫により特産品として製品化し、市民に販売している生活改善グループに対して、グリーンヒル郷原内に販売場所を設け、また、各種イベントへの参加やPR等支援を行っている。 海駅「棍ヶ浜ふるさと産品加工センター」の運営により、地元の食材を利用したふるさと産品の生産・開発を行い、販売所で特産品の販売をすることによって農・漁家の所得の向上と地域の活性化を推進している。  呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一するとともに、引き続き事業の推進に努める。	なし	特産みかんの品種登録を行い、その流通調査及び消費者動向調査、交流会、講演会の開催等を実施している。 「一産品一億円」の推進を行っている。 農山漁村活性化総合支援事業として猪肉の食品処理場を設置し、倉橋ブランドの料理づくり、「特産品」を開発することにより、地域の活性化を推進している。

**林業振興**

森林の保全・保護： 有害鳥獣駆除(県定額補助)  (調書 P46)	イノシシ等防護対策 電気柵、トタン柵等の設置に対して、材料費の1/3以内の助成を行う。 イノシシ等駆除対策 捕獲柵や箱わな、駆除班の銃器、くくりわなにより駆除する。 ・捕獲奨励金 イノシシ：4,000円/頭 駆除数：475頭(H14年度)  各町地域の実情を考慮し、実施方法については、引き続き、協議するものとする。	防護対策 電気柵、トタン柵等の設置に対して、材料費の1/3以内の助成を行う。 駆除対策 ・狩猟免許取得者によるわな購入に要する費用の1/3補助 ・捕獲奨励金 イノシシ：10,000円/頭 カラス：1,000円/羽	防護対策 電気柵・捕獲柵・防護柵及び防除柵の設置に対して35,000円を限度に補助を行う。 駆除対策 ・被害届に基づき駆除班による駆除を行う。 ・捕獲奨励金：10,000円/頭 駆除数：930頭(H14年度)
--	--	--	---

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

<p>(財)広島県農林振興センターが窓口となり、農地流動化を推進している。</p>	<p>所有権の移転は行っていないが、利用権設定等促進事業等を活用し、農地の流動化を推進している。</p>	<p>(呉市に同じ)</p>	<p>農地の流動化を目的とした奨励事業を実施している。 事業費：2,000千円</p>
<p>柑橘振興協議会、農業協議会、農業生産団体の育成を行っている。</p>	<p>なし</p>	<p>農業振興協議会 町内の農業振興対策の企画・事業推進、地域リーダー等の育成、地域組織の育成指導等を行っている。 農業協同組合連絡協議会 農業協同組合の健全育成、農業経営の近代化に関する調査研究、農業の改良普及等を行っている。</p>	<p>各農業団体の調査研究活動への支援、補助を行っている。</p>
<p>地元で採れた農産物、ハーブ、もち麦等を加工したパン、クッキー、もち等安心・安全な加工品を恵みの丘交流施設で販売している。また、イベント等の支援を行っている。</p>	<p>農産物の加工(商工会の中に特産品協会)を設けて、各種イベントへの参加と共に特産品の開発を行っている。</p>	<p>豊浜町水産加工場において、地元グループが特産品づくりや食品加工を行っている。 新農村地域定住促進対策事業補助金を支出している。</p>	<p>フードフェスタ等への持込、販売支援を行っている。 豊町ふれあい農産加工センターにおいて、地元グループが特産品づくりや食品加工を行っている。</p>

<p>イノシシ防護対策 防護柵等の設置に対し、1/3の補助を行う。 イノシシ駆除対策 ・くくりわなによる捕獲 狩猟免許取得者に委託、毎日巡回。 委託料：30,000円/頭 ・箱わなによる捕獲 設置した箱わなにイノシシがかかっていた場合、狩猟免許取得者に連絡し回収を依頼している。(わなは町で購入し設置) 捕獲賃金：10,000円/頭 駆除数：117頭(H14年度)</p>	<p>防護対策 電気柵、トタン柵の設置補助 30,000円/基 駆除対策 ・イノシシ捕獲報償費 15,000円/頭 ・捕獲出動費報償費 5,000円/回 ・有害鳥獣駆除出動報償費 7,000円/人</p>	<p>・毎年、本町・豊町・広島ゆたか農協と、共同で捕獲わな、捕獲カゴによる駆除の委託を実施し、経費の1/3を負担している。 ・イノシシ等捕獲対策として大崎下島猟友会に補助している。 補助額：20万円</p>	<p>防御対策(柵、全網) 町1/4, JA1/4 補助 イノシシ等駆除対策 ・捕獲柵や箱わな、駆除班の銃器、くくりわなにより駆除する。 町1/2, JA1/2 補助 ・捕獲報償金 イノシシ島内：20,000円 イノシシ島外：10,000円 タヌキ：3,500円 カラス：2,000円</p>
--	--	---	--

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>水産業振興</b>			
築いそ 補助率：国 1/2 県 1/4 (調書 P 4 7)	浅海域において人工的に磯を造成し、稚魚の育成場やタコ、ナマコ等水産動物の生息場等生産基盤を整備する。	人工的に磯を造成し、魚介類の生産基盤を強化する。	浅海域において人工的に磯を造成し、ナマコ等の水産動物の生産基盤を強化する。
魚介類放流 (調書 P 4 7)	漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、アサリ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して、事業費(種苗費・運搬費・漁船借上料・作業員費等)の1/2以内の助成を行っている。	漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、ナマコ、アワビ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して、事業費(購入費及び運搬費)の1/2以内の助成を行う。	漁協が実施するヒラメ、メバル、カニ、クルマエビ等高級漁の放流事業に対して1/2の助成を行っている。
並型魚礁設置事業 補助率：国 2/3 (調書 P 4 7)	魚類を対象とする魚礁漁場を人工的に造成し、水産資源の増大を図る。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
海底清掃事業 補助率：国 1/2 県 1/5 (調書 P 4 8)	沿岸漁場にたい積している廃棄物を除去することにより、漁場機能を回復し、沿岸漁業の生産の増大と漁業経営の安定を図る。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
漁業近代化施設の整備 (調書 P 4 8)	経営の合理化や近代化を図るために、市独自で棧橋等近代化施設を整備している。 また、漁業協同組合が整備した漁船修理施設、漁業用棧橋、共同作業所等の近代化施設に対して、国庫補助金、県補助金を除いた事業費の1/2以内の助成を行っている。  漁業施設等は呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努める。	なし	経営の合理化や近代化を図るため国庫・県費補助外について援助している。 H15年度の漁船巻揚施設実施に向け要望中(倉橋島漁協)
		ほか 14項目	ほか 20項目
<b>合計項目数</b>		21項目	29項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

地域漁場に自然石を投入し、漁場改良をし、定着性生産物、藻類資源の維持増大と生産力増強を図る。	なし	浅海域において人工的に磯を造成することにより、新漁場の造成・天然磯の拡充を図り、タコ等定着性水産物の増産・幼稚魚の保護等生産基盤を強化する。	なし
地域漁場へのクロダイ・ヒラメ・ギザミ・メバルの稚魚の放流に対して5/6の助成を行っている。	ヒラメ、クロダイ、メバル等の放流事業に対して事業費の1/2の助成を行っている。	なし	クルマエビ、ヒラメの稚魚の放流に対して事業費の全額負担を行っている。
3年に1回実施している。	なし	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
なし	(呉市に同じ)	なし	(呉市に同じ)
水産物荷さばき施設：273㎡	なし	経営の合理化や近代化を図るため、町独自で施設を整備している。 近年、漁協が整備した事例はない。	漁船修理用浮ドックの設置と年間の維持管理費を町が負担している。
ほか 19項目	ほか 21項目	ほか 13項目	ほか 15項目

27項目	26項目	20項目	23項目
------	------	------	------

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案：町事業は引き継ぎ実施していく。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>農業振興</b>			
農業団体等育成指導： 個人農家への事業補助 (調書 P 4 4)	なし  町事業については、引き継ぐ方向で調整していくものとする。	なし	なし
<b>水産業振興</b>			
栽培漁業の推進： その他(名称・内容など) (調書 P 4 7)	なし  豊浜町の事業については、引き継ぐ方向で調整していくものとする。	なし	なし
<b>合計項目数</b>		-	-

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし	なし	生産総合対策事業 (改植,高接,園内道) 柑橘農業の生産向上を図る ためのソフト・ハード支援事 業 (国5/10,町1/10,本人4/10) 4,214千円 (H15予算,国分+町分)	生産総合対策事業 (改植,高接,園内道) 柑橘農業の生産向上を図る ためのソフト・ハード支援事 業 (国5/10,町1/10,本人4/10) 13,767千円 (H15予算,国分+町分)
----	----	---	--

なし	なし	マダイ資源の維持増大を図 るため,マダイの中間育成放 流を行う。 海洋牧場施設管理委託事業 放流マダイの効率的かつ計 画的回収を図るため,漁港内 に設置した海洋牧場施設を円 滑に運営するため保守点検を 行う。 海域高度利用システム 導入事業(主体:広島県) 事業費(H15) 歳入:水産業費県委託金 (沖合音響ブイ点検 補修委託) 750,000円 歳出:音響給餌口ポット 保守点検委託料 250,000円 船舶借上料・飼料費他 500,000円	なし
----	----	---	----

-	-	2項目	1項目
---	---	-----	-----

## 協議第26号

### まちづくり建設事業の取扱い

内 容						
道路，公園，住宅，港湾整備などについて協議する。						
<b>調整方針（合併協定案）</b>						
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>町道，公園，住宅，港湾等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。</p>						
<b>市・町の現状及び参考資料</b>						
行政制度調整調書 P 5 0 ~ 5 4						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（１）の項目数	8	11	13	8	14	12
調整方針（２）の項目数	11	8	6	11	5	7
調整方針（３）の項目数	1	1	1	0	0	0

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>まちづくり推進方策</b>			
まちづくり活動の推進 (調書 P51)	呉市まちづくり活動企画 コンペ事業 市民の創造を生かした個性 あふれるまちづくり活動計画 を募集し、選考のうえ助成金 を交付している。 市内全域を対象とする企画 30万円(3件) 一部地域を対象とする企画 20万円(2件)	なし	なし
<b>住宅対策</b>			
住宅建設資金等貸付制度 (調書 P54)	住宅金融公庫の融資を受け て、自ら居住するための住宅 (175㎡以下)を建設し、若 しくは購入し、又は増改築す る個人の方に対し、年2.8% (固定金利)・元利均等月賦償 還で貸付を行っている。 (所得制限あり) 建設・購入 貸付限度額：1,000万円 償還期間：25年以内 中古住宅購入 貸付限度額：600万円 償還期間：20年以内 土地融資加算 貸付限度額：400万円 償還期間は各貸付けと同じ 増改築 貸付限度額：200万円 償還期間：10年以内	なし	なし
		ほか 6項目	ほか 9項目
<b>合計項目数</b>		<b>8項目</b>	<b>11項目</b>

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

なし	なし	なし	なし
ほか 11項目	ほか 6項目	ほか 12項目	ほか 10項目

13項目	8項目	14項目	12項目
------	-----	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>市街地の再開発等</b>			
土地区画整理事業 (調書 P50)	6か所, 476.3ha 整備済(呉復興, 豊栄新開, 広第一, 呉駅南拠点整備): 318.3ha 整備中(広古新開): 31.0ha 整備未定(広駅前): 127.0ha  安浦町の事業は引継, 実施に努める。	なし	なし
<b>地籍調査・住居表示整備状況</b>			
地籍調査事業 (調書 P51)	H11年度より休止中 旧下蒲刈町の事業を引継ぎ 実施している  継続中の事業については内容を 精査し, 実施していく。	昭和48~55年で全ての地 域において調査完了 (調査実施後に表示された土地 を除く)	実施中
住居表示事業 (調書 P51)	[市街地区面積(A)] 45.38km <sup>2</sup> 上記数字は計画区域 (議会議決済みの区域) [実施済面積(B)] 45.10km <sup>2</sup> [実施率(B)/(A)] 99.38%  安浦町については, 合併時に実 施できるよう調整に努める。	[市街地区面積(A)] 7.21km <sup>2</sup> [実施済面積(B)] 7.21km <sup>2</sup> [実施率(B)/(A)] 100%	未実施
<b>入札制度</b>			
土木・建築の入札契約状況 (調書 P51)	ランク付け: あり 低入札価格調査制度: あり 予定価格の事前公表: あり(全ての建設工事) 受注希望型指名競争入札の 導入: あり(500万円以上の 建設工事)	あり(町内業者のみ) なし なし なし	あり なし なし なし
<b>港湾の管理等</b>			
港湾・港湾施設の管理 (調書 P52)	重要港湾: 呉港 (呉港区, 広港区, 仁方港区) 市が港湾管理者で呉市条例・ 規則により管理 地方港湾: 蒲刈港 呉市域を県から管理受託  町管理の地方港湾については, 呉市が引き継ぎ, 県から管理を受 託している港については, 引き続 き呉市が県からの管理委託を継続 する。	地方港湾 県管理: 釣土田港 (音戸地区) 町管理: 波多見港 奥内港	地方港湾 県管理: 釣土田港 (倉橋地区) 町管理: 袋の内港 大迫港
漁港の管理・運営 (調書 P52)	第1種漁港 大屋漁港・情島漁港・ 大地蔵漁港 呉市漁港管理条例により 管理  町管理の漁港については呉市が 引き継ぎ, 県から管理を受託して いる漁港については, 引き続き呉 市が県からの管理委託を継続す る。	第1種漁港 田原漁港(町管理) 田原漁港管理条例により 管理 第2種漁港 音戸漁港(県管理)	第1種漁港 長谷漁港(町管理) 倉橋町漁港管理条例により 管理 第2種漁港 倉橋漁港(県管理)

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
なし	1か所, 17.1ha整備中 安浦駅北土地区画整理事業	なし	なし
山林部未実施 (宅地, 農地は完了)	昭和43年より実施中 (耕地部は全域完了)	未実施	未実施
未実施	H15.10.27現在 [市街地区面積(A)] 5.82km <sup>2</sup> 上記数字は計画区域 (議会議決済みの区域) [実施済面積(B)] 4.1km <sup>2</sup> [実施率(B)/(A)] 70.45%	未実施	未実施
あり あり なし なし	指名業者選定委員会で業者 選定 なし なし なし なし	指名競争入札 業者選定規定あり あり なし なし なし	指名競争入札 業者選定委員会制度 なし なし なし なし
地方港湾：蒲刈港 (大浦, 宮盛, 田戸, 向地区) 県から管理受託	なし	なし	地方港湾 県管理：御手洗港
第1種漁港 原漁港(町管理) 原漁港管理条例により管理	第2種漁港 安浦漁港(県管理)	第2種漁港 豊島漁港(県管理)	第2種漁港 豊島漁港(県管理)の 避難港

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
町・市営住宅			
町・市営住宅 (調書 P54)	<p>[管理戸数等]</p> 総数： 2,771戸 木造： 103戸 非木造：2,668戸 公営： 2,178戸 木造： 77戸 非木造：2,101戸 改良： 567戸 木造： 0戸 非木造： 567戸 その他： 26戸 木造： 26戸 非木造： 0戸 <p>[家賃]</p> 最低額： 7,600円 最高額：100,200円 <p>住宅施設等は呉市に引き継ぎ、 維持管理・整備に努める。 なお、公営住宅家賃の算定基準 は、3年間現行のとおりとした 後、呉市の制度に統一する。</p>	<p>[管理戸数等]</p> 総数： 259戸 木造： 57戸 非木造：202戸 公営： 239戸 木造： 57戸 非木造：182戸 改良12戸(非木造) 単独8戸(非木造) <p>[家賃]</p> 最低額： 1,800円 最高額：80,100円	<p>[管理戸数等]</p> 公営： 24戸 <p>[家賃]</p> 最低額： 1,400円 最高額：46,200円
		ほか 5項目	ほか 3項目
合計項目数		11項目	8項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

<p>[管理戸数等]          総数： 50戸          公営： 21戸(非木造)          改良： 29戸(非木造)          [家賃]          最低額： 5,500円          最高額： 58,600円</p>	<p>[管理戸数等]          総数： 310戸          公営： 260戸          木造： 2戸          非木造： 258戸          改良： 50戸(非木造)          [家賃]          最低額： 3,100円          最高額： 80,000円</p>	<p>[管理戸数等]          総数： 5戸(単独・木造)          [家賃]          最低額： 7,000円          最高額： 9,900円</p>	<p>[管理戸数等]          総数： 24戸          単独： 6戸(木造)          公営： 18戸(非木造)          [家賃]          最低額： 2,500円          最高額： 42,700円</p>
ほか 2項目	ほか 5項目	ほか 2項目	ほか 3項目

6項目	11項目	5項目	7項目
-----	------	-----	-----

(3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案： 町制度は廃止する。**

ただし、調整に当たっては、町地域の实情に配慮するものとする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
港湾の管理等			
海運組合への補助 (調書 P52)	なし  3年の経過措置の後、廃止する。	早瀬船主組合を窓口として海運組合大音倉支部へ補助金(機船振興費補助金)を支出している。 H15年度予算：120千円 早瀬船主組合に対し、棧橋電燈補助金を支出している。 H15年度予算：10千円	広島県内航海運組合倉橋支部へ補助金を支出している。 H15年度予算：56千円 同組合が行う船舶職員養成事業に補助金を支出している。 H15年度予算：160千円
合計項目数		1項目	1項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

蒲刈海運組合補助：100千円	なし	なし	なし
----------------	----	----	----

1項目	-	-	-
-----	---	---	---

## 協議第27号

### 教育・文化・スポーツの振興

内 容																													
<p>学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興などについて協議する。</p>																													
<p><b>調整方針（合併協定案）</b></p>																													
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。</p>																													
<p><b>市・町の現状及び参考資料</b></p>																													
<p>行政制度調整調書 P 5 5 ~ 6 0</p> <p style="padding-left: 100px;">P 6 7 ~ 7 4</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（１）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1 3</td> <td style="text-align: center;">2 0</td> <td style="text-align: center;">2 2</td> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td style="text-align: center;">3 2</td> <td style="text-align: center;">2 7</td> </tr> <tr> <td>調整方針（２）の項目数</td> <td style="text-align: center;">4 7</td> <td style="text-align: center;">4 0</td> <td style="text-align: center;">3 8</td> <td style="text-align: center;">4 8</td> <td style="text-align: center;">2 8</td> <td style="text-align: center;">3 3</td> </tr> <tr> <td>調整方針（３）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>		音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町	調整方針（１）の項目数	1 3	2 0	2 2	1 2	3 2	2 7	調整方針（２）の項目数	4 7	4 0	3 8	4 8	2 8	3 3	調整方針（３）の項目数	1	1	1	1	-	1
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町																							
調整方針（１）の項目数	1 3	2 0	2 2	1 2	3 2	2 7																							
調整方針（２）の項目数	4 7	4 0	3 8	4 8	2 8	3 3																							
調整方針（３）の項目数	1	1	1	1	-	1																							

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町		
<b>学校教育</b>					
児童・生徒教育： 障害児教育の推進 (調書 P55)	障害のある児童生徒に対し、 個に応じた指導を行うための障 害児学級等設置 知的障害学級： 小26, 中16 情緒障害学級： 小14, 中5 肢体不自由学級： 小2, 中1 病弱(院内)学級： 小1, 中1 言語通級指導教室： 小4 養護学級合同行事の実施 宿泊学習, 運動会, 校外学習, 作品展, お楽しみ交流会 障害児指導員配置: 38名	/	なし		
障害児教育就学奨 励 (支給額) (調書 P56)	障害児学級在籍児童及び生徒 の保護者の経済的負担を軽減 するため, 世帯の収入に応じて, 学校給食, 通学, 学用品購入, 修学旅行等に必要な経費を補助 している。		/	なし	
	学用品費等				就学援助の半額
	新入学学用品費				就学援助の同額
	校外活動費				実費の半額
	修学旅行費				実費の半額 小学校: 13,500円以内 中学校: 27,500円以内
	通学費				実費
	通級費				実費
	学校給食費				就学援助の半額
	交流学习 交通費				実費(需要額の2.5倍以上の場 合は3/4補助)
	職場実習 交通費				実費(中学校のみ, 需要額の2. 5倍以上の場合は3/4補助)
拡大教材費	実費の半額				
卒業アルバム代	実費(10,000円以内)				
私立幼稚園就園 奨励費補助 (補助限度額) (調書 P58)	認可の私立幼稚園へ, 3歳児・ 4歳児・5歳児及び満3歳に達し た幼児を通園させている世帯 (市民税の所得割課税額による 制限あり)を対象として, 入園 料, 保育料の減免を行っている。	/	なし		
個人住民税 非課税世帯又は 生活保護世帯	第1子: 136,800円 第2子: 178,000円 第3子: 220,000円				
個人住民税 所得割非課税 世帯	第1子: 104,200円 第2子: 155,000円 第3子: 207,000円				
個人住民税所 得割8,800円 以下の世帯	第1子: 79,900円 第2子: 138,000円 第3子: 197,000円				
	個人住民税所 得割102,100円 以下の世帯	第1子: 56,100円 第2子: 122,000円 第3子: 187,000円			
		ほか 13項目	ほか 17項目		
<b>合計項目数</b>		13項目	20項目		

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし			なし
なし	なし		なし
なし		なし	なし
ほか 19項目	ほか 11項目	ほか 31項目	ほか 24項目

22項目	12項目	32項目	27項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案： 原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>学校教育</b>			
児童・生徒教育： コンピュータ教育の推進 (調書 P55)	コンピュータ整備状況 小学校(37校): 1,401台導入(1人1台対応) 中学校(19校): 805台導入(1人1台対応) 高等学校(1校): 133台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校 呉市の研究推進校 小学校1校 文部省先進的教育用ネット ワークモデル事業校 小学校2校, 中学校4校, 高等学校1校	コンピュータ整備状況 小学校(7校):78台導入 中学校(2校):77台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	コンピュータ整備状況 小学校(4校):40台導入 中学校(2校):68台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校
児童・生徒教育： 英語教育の振興 (調書 P55)	英語指導助手を招致し,中・高 等学校において英語授業の補 助に当たるとともに,小学校にお ける英会話の指導を行っている。 また,英語担当教員の現職研修 の補助を行っている。 英語指導助手:10名  実施方法については,地理的条件 も勘案したうえで,調整していくもの とする。	英語指導助手の受け入れ 中学校において英語授業の補 助を行うとともに,英語担当教員 の現職研修の補助を行っている。 英語指導助手:1名 国際交流員:1名 小学校において交流	英語指導助手の受け入れ 小・中学校において英語授業 の補助を行っている。 英語指導助手:1名
児童・生徒指導： 教育相談施策の充実 (調書 P56)	スクールカウンセラー活用 中学校:8校 学校派遣カウンセラー活用 3名 心の教室相談員配置 中学校:11校 もしも相談電話設置 教育相談センター内 メンタルフレンド活用 要請に応じて実施	心の教室相談員配置 中学校:1校	心の教育相談室 相談員:2名 あいさつ運動の推進
児童生徒遠距離通学援助 (調書 P56)	小学校4km以上,中学校6km 以上の地域からの交通機関利 用の通学者を対象として,6か月 定期の3割を補助している。(年 2回交付)  当面,現行のとおりとする。	公共交通機関利用者に対し, 定期券購入費の半額補助を行っ ている(指定校変更及び区域外 就学者を除く)。	通学公共交通機関を必要と する小・中学生を対象として,呉 市営バス及び町営バスの定期 券購入費を全額補助している。
学校給食 (調書 P57)	小学校36校において,自校 調理方式により完全給食[パン 又は米飯(週2回),牛乳,おか ず]を実施。 単価:普通給食1食当たり 小学校:210円 下蒲刈小学校,中学校19校 においてミルク給食(牛乳のみ)を 実施。  当面,現行のとおりとする。	小学校7校,組合立1校含む中 学校3校において,共同調理方 式により完全給食[パン又は米 飯(週3.5回),牛乳,おかず]を 実施。 単価:普通給食1食当たり 小学校:210円 中学校:245円	組合立1校含む小学校5校,中 学校2校において,共同調理方 式により完全給食[パン又は米 飯(週3.5回),牛乳,おかず]を 実施。 単価:普通給食1食当たり 小学校:200円 中学校:240円

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
<p>コンピュータ整備状況            小学校(2校):各校10台導入            中学校(1校): 28台導入            ハード面は整備済み            校内LAN未整備</p>	<p>コンピュータ整備状況            小学校(5校):115台導入            中学校(1校): 48台導入            インターネット接続状況            小・中学校全校            教育委員会にサーバを置き各            小中学校6校を無線で接続する            ことにより情報の共有化を図る。            各小中学校とも有線で校内            LANの整備済み。</p>	<p>コンピュータ整備状況            小学校(1校):11台導入            中学校(1校):16台導入            インターネット接続状況            小・中学校全校</p>	<p>コンピュータ整備状況            小学校(1校):17台導入            中学校(1校):19台導入            インターネット接続状況            小・中学校全校</p>
<p>英語指導助手の受け入れ            保育所・小学校・中学校におい            て英語力向上を図っている。            英語指導助手:1名            外国人講師による総合学習            中学生英語スピーチコンテスト            の実施</p>	<p>中学校において英語授業の補            助を行うとともに、小学校へも派            遣し、英語に慣れ親しむことによ            り児童の興味関心を高めてい            る。            英語指導助手:1名            (民間会社へ委託)</p>	<p>英語指導助手の受け入れ            幼小中学校において英語授業            の補助を行うとともに幼稚園・小            学校住民(夜間)の指導を行って            いる。            英語指導助手:1名</p>	<p>英語指導助手の受け入れ            小・中学校において英語授業を            行っている。            英語指導助手:1名</p>
<p>心の教室相談員配置            中学校:1校            あいさつ運動の推進</p>	<p>スクールカウンセラー活用            中学校:1校            教育相談開設            あいさつ運動の推進</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>児童生徒をスクールバスにより            送迎している。            スクールバス運転委託料:            3,480千円(H15)</p>	<p>安登地区の電車通学する生徒            及び町内全域のバス通学する生            徒を対象として、1/2補助を            行っている。            また、スクールバス2台、通学            タクシー1台による送迎を無料            で行っている。</p>	<p>児童・生徒をバス及びスクール            ボートにより無料で送迎してい            る。</p>	<p>小学校4km以上、中学校6km            以上の地域からの交通機関・交            通用具利用の通学者            幼稚園のあずかり保育にタク            シーを使用する保護者            船舶使用の通学者            を対象として、実費分を補助し            ている。</p>
<p>小学校2校、中学校1校におい            て、共同調理方式により完全給            食[パン又は米飯(週3回)、牛            乳、おかず]を実施。            単価:普通給食1食当たり            小学校:240円            中学校:260円</p>	<p>小学校5校、中学校1校におい            て自校調理方式により完全給食            [パン又は米飯、牛乳、おかず]を            実施。            単価:普通給食1食当たり            野路中切小,安登小,            野路東小,内海小:220円            三津口小:240円            中学校: 260円            米飯給食の実施状況            野路中切,安登,三津口,            内海小学校:週2回実施            安浦中学校:週2.5回実施            野路東小学校:週3回実施</p>	<p>幼稚園1園,小学校1校,中            学校1校において、共同調理方            式により完全給食[パン又は米飯            (週3回)、牛乳、おかず]を実施。            単価:普通給食1食当たり            幼稚園:200円            小学校:200円            中学校:240円            (H15年度2学期改正)</p>	<p>幼稚園1園,小学校1校,中            学校1校において、共同調理方            式により完全給食[パン又は米飯(週            3回)、牛乳、おかず]を実施。            単価:普通給食1食当たり            幼稚園:240円            小学校:240円            中学校:270円</p>

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

社会教育

青少年団体への助成: 子ども会 (調書 P59)	団体数:54 補助額: 連合会へ500,000円/年  補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	団体数:8(小学校区単位) 補助額: 連合会へ270,000円/年	団体数:4(小学校区単位) 補助額:合計40,000円/年
青少年団体への助成: 青少年育成市町村民会議 (調書 P59)	呉の子どもを守る会議	青少年育成音戸町民会議 補助額:350,000円	青少年育成倉橋町民会議 補助額:80,000円
青少年団体への助成: 地域青少年団体等 (調書 P59)	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会 補助額:150,000円  補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	なし	なし
青少年団体への助成: PTA (調書 P59)	団体数:小・中学校56団体 補助額:連合会へ60,000円 高校補助なし  補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	団体数:小・中学校(9団体) 補助額:連合会へ243,000円	団体数:小・中学校(6団体) 補助額:64,000円(合計)

文化・スポーツの振興

文化の振興: 芸術家・芸術文化団体の育成 (調書 P67)	地元芸術家の活動発表の場 文化祭,美術展 市文化団体連合会への補助 100,000円 など  補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	文化団体育成補助 文化協会:270,000円 音戸の舟唄保存会 :80,000円 など	文化団体育成事業補助
社会教育・スポーツの振興: 体育指導委員 (調書 P67)	体育指導委員協議会 委嘱委員数:80人以内 (現在79人) 報酬:20,600円/年	指導委員数:12人以内 (現在12人) 報酬:5,000円/日	指導委員数:12人 報酬:35,700円/年
社会教育・スポーツの振興: スポーツ大会 (調書 P67)	市民体育大会,市体育祭 各地区町民運動会 体力テスト会,ロードレース, 駅伝,ヨット教室等開催 体育振興財団主催の各種スポーツ大会  運営手法も含め、引き続き各大会が実施できる方向で調整する。	ファミリーバドミントン大会 (年2回) 音戸フェスティバル (ソフトボール,バレー等) 体育協会主催で各種大会を実施 清盛スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ(H15.3.30 設立))主催の各種スポーツ大会 (事業費5,596,000/年)	スポーツフェスティバル (毎年度春・秋競技実施) 住民のスポーツに対する意欲の向上を目的として開催する。 対抗競技(ソフトボール,ゲートボール,ビーチボールバレー, バレーボールなど)
社会教育・スポーツの振興: 体育協会等への補助 (調書 P67)	呉市体育協会補助金 5,150,000円/年 下蒲刈体育協会補助金 570,000円/年  体育協会への補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	体育協会補助金 1,800,000円/年 清盛スポーツクラブ補助金 5,596,000円/年(5年間)	148,000円/年
		ほか 35項目	ほか 28項目

合計項目数	47項目	40項目
-------	------	------

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
団体数:3(小学校区単位) 補助額:81,000円/年	団体数:24(地域単位786人) 補助額:360,000円/年	豊浜町子ども会育成連絡協議会 団体数:1 補助額:30,000円/年	団体数:8 (小学校区単位及び各分区) 補助額:240,000円/年
青少年育成蒲刈町民会議	青少年育成安浦町民会議 補助額:750,000円	豊浜町青少年育成町民会議	豊町青少年育成町民会議
スポーツ少年団に対する補助 補助額:年81,000円以内 スポーツ少年団の県団体への登録料補助:年10,000円	町スポーツ少年団 補助金:405,000円	豊浜町青年団 団体数:1 補助金:100,000円/年 活動内容:県スポーツ大会・町内各大会参加,福祉祭り手伝い,カーブミラー清掃  スポーツ少年団への支援 ・豊島マリンキッズ(少年野球) 30,000円/年 ・剣道スポーツ少年団(大浜剣児会) 30,000円/年	なし
蒲刈町PTA連合協議会 補助額:162,000円(1団体)	安浦町PTA連合会 補助額:162,000円(1団体)	PTA連合会(小・中学校) 補助額:150,000円(1団体)	豊町PTA連合会 補助額:32,000円
蒲刈町文化協会	地元芸術家の活動発表の場 文化祭 文化団体連絡協議会への補助:154,000円	文化活動(教育文化会)への補助:230,000円	豊町文化協会へ補助
協議会なし 指導委員数:8人 報酬:21,200円/年	体育指導委員協議会 指導委員数:20人 報酬:40,000円/年	豊浜町体育指導委員協議会 指導委員数:5人 報酬:15,000円/年	体育指導員協議会 指導委員数:7人 報酬:15,700円/年
さわやかオレンジロードレース 自分の体力に合わせた距離とペースで走る。 ウォークアンドグランドゴルフ 午前ウォーキング,昼食をはさんでグランドゴルフ スポーツ大会 町民が気楽に楽しめる競技(ソフトボール,バレーボール,ビーチバレー,サッカー,グランドゴルフなど)の実施 各区分民運動会 PTA球技大会	スポーツチャレンジデー,スポーツレクリエーションを通して体力づくりや健康増進・ふれあいなど目的とする。プログラムは5競技実施 町民体育祭(隔年実施) その他 フォークダンス教室,小学生スポーツ大会,ふれあい駅伝大会,サマーナイトウォーク,スキー教室,わくわく山歩き(毎月第4土曜日),かもめ広場,ニュースポーツ教室等(参加は300名)	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 スポーツレクリエーション 町体協による対抗競技(ソフトボール,ゲートボール,ソフトバレーボール,グランドゴルフ,町内駅伝等) ニュースポーツ講習会	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 町体協によるソフトボール大会,ゲートボール大会 ふれ愛!!瀬戸内スポーツクラブを設置
810,000円/年	900,000円/年	400,000円/年	730,000円/年
ほか 25項目	ほか 35項目	ほか 16項目	ほか 22項目
38項目	48項目	28項目	33項目

(3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案： 町制度は廃止する。**

**ただし、合併時、既に貸与を受けている者については、在籍校を卒業するまでは現行のとおりとする。**

学校教育

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
奨学資金貸付事業 (調書 P57)	社会福祉協議会の修学資金 (生活福祉資金貸付事業)及び 県の高等学校等奨学事業で対 応している。	奨学資金貸付事業 音戸町奨学資金貸付基金管理 運用規則に定められた者(町内 に1年以上在住者、経済的理由 などにより修学困難になった者、 特定の免許・資格を取得目的の 者など)を対象として実施してい る。 奨学資金の種類及び貸付限度 額はそれぞれ異なる。  奨学資金貸付基金 H14年度末 105,046千円	奨学資金貸付事業 倉橋町奨学資金貸付基金の設 置及び管理条例に定められた 者、倉橋町に住所を有する者の 子で、大学(同程度の学校で学 校教育法第1条に規定するもの を含む。)に入学するものまたは 在学するものを対象として実施し ている。 入学支度金(大学) :300千円以内 就学資金(大学) :月額50千円以内 倉橋町の基準があり、家族の 収入、人数、家庭の状況等によ り可否及び貸与金額が決定され る。  奨学資金貸付基金 H14年度末 24,988千円
<b>合計項目数</b>		<b>1項目</b>	<b>1項目</b>

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
<p>蒲刈町奨学資金貸付要綱に基づき、経済的事由により大学進学が困難な者に対し、入学時必要な資金の貸し付けを行っている。 貸付限度額:500千円以内</p>	<p>高校、高専、大学、短大、専修学校(高等課程、専門課程)に在学する者のうち、経済的な理由により修学に困難がある者に対し、修学上必要な学資金の一部を貸与する。 返済期間:20年 国公立高校、国公立高専(1~3年)、国公立専修学校(高等課程) 自宅: 18千円 自宅外:23千円 私立高等学校、私立高専(1~3年)、私立専修学校(高等課程) 自宅: 30千円 自宅外:35千円 国公立大学及び短期大学、国公立高専(4~5年)、国公立専修学校(専門課程) 自宅: 42千円 自宅外:48千円 私立大学及び短期大学、私立高等専門学校(4~5年)、私立専修学校(専門課程) 自宅: 51千円 自宅外:61千円  奨学金基金 H14年度末 3,000千円</p>	<p>なし</p>	<p>奨学資金貸付事業 豊町奨学資金貸付基金の管理に関する規則に定められた者(豊町に生活の根拠を有する者、修学意欲の旺盛な者、家庭の事情により在学が困難な状況にある者)に対し、学資の一部を貸付けする。 貸付限度額 高校奨学金:月額30千円(8月は支給しない) 大学奨学金:月額50千円(8月は支給しない)  H13年度以前の奨学生が学校を卒業後に豊町に帰町し、未償還金がある場合には、在住年数に応じて、償還年賦額を免除している。(14年度からの貸付者については廃止)  奨学資金貸付基金 H14年度末 26,686千円</p>
1項目	1項目	-	1項目

## 協議第28号

### 人権行政の取扱い

内		容				
人権政策・啓発，男女共同参画施策などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし，個別事業・制度等については，町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 6 1 ~ 6 3						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	6	8	7	4	8	5
調整方針（2）の項目数	7	5	6	9	5	8

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
男女平等意識の確立			
男女平等意識の醸成 (調書 P63)	くれ男女共同参画セミナー 人材養成のための講座の開催 男女共同参画社会づくり講演会 男女共同参画社会づくり情報紙「アンサンブル」(啓発紙)の作成(年1回) 職員男女共同参画セミナー 職員研修の充実 「くれ男女共同参画推進条例」の制定(H13.12.21施行) 呉市男女共同参画推進審議会の設置 男女共同参画基本計画の策定(H15.3策定)	なし	なし
		ほか 5項目	ほか 7項目
合計項目数		6項目	8項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし	なし	なし	
ほか 6項目	ほか 3項目	ほか 7項目	ほか 5項目

7項目	4項目	8項目	5項目
-----	-----	-----	-----

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>人権対策</b>			
同和対策 (調書 P61)	ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟3支部 4,824千円 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ  合併時まで調整を図っていく。	ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 1)五地区連合同士志会: 1,944千円 2)部落解放同盟: 900千円 3)部落解放運動連合会: 900千円 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ	ハード面での残事業なし 団体補助金なし 個人給付事業: 就労対策としての修業資金のみ(新規なし)
隣保館 (調書 P61)	施設数:3館 設置目的: 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進している。 (正規職員2名/館で対応)  施設については現行のとおり引き継ぐものとする。 人員配置については、合併時まで調整を図っていく。	施設数:1館 設置目的:呉市に同じ	なし
人権相談 (調書 P61)	「呉市人権擁護委員会」に相談事業を委託。 委員2名が毎月第2・4月曜日、10～16時、市民の人権に関する相談に対応している。	「音戸町人権擁護委員協議会」に相談事業を委託。 委員が毎月第2火曜日、10～15時、町民の人権に関する相談に対応している。 (行政相談と併せて開催)	人権擁護委員4名が交代で、毎月第2火曜日、10時～15時、町民の人権に関する相談に対応している。
<b>人権啓発</b>			
啓発事業 (調書 P62)	市民・企業・行政職員等を対象とした研修会に講師を派遣 人権啓発リーフレットを作成・配布 人権啓発ポスター・カレンダーを作成・配布 人権展開催 テレビ・ラジオ広報 「世界人権宣言」呉実行委員会と共催して、講演会・研究集会開催	住民学習会の実施 人権講演会の開催	なし
教育集会所事業 (調書 P62)	教育集会所を市内3カ所に設置し、次の事業を実施している。 地域住民の自主的かつ組織的な社会教育活動の促進に関すること 児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること 青少年、成人の教養及びレクリエーションその他文化に関すること その他、社会教育振興のための施設として、その使用に関すること  施設については現行のとおり引き継ぐものとする。	教育集会所を町内3カ所に設置。 呉市に同じ	教育集会所を町内2カ所に設置しているが、ソフト面での事業展開はしていない。
		ほか 2項目	ほか 2項目
<b>合計項目数</b>		<b>7項目</b>	<b>5項目</b>

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
<p>団体補助金(H15年度): 部落解放同盟2支部 200万円</p>	<p>ハード面での残事業 1)地区道路改良 2)墓地移転 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟安浦支部 150万円</p>	<p>ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟豊浜支部 250万円 個人給付事業は就労対策とし ての修業資金のみ</p>	<p>ハード面での残事業なし 団体補助金(H15年度): 部落解放同盟豊支部 200万円 個人給付事業実施</p>
<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>施設数:1館 設置目的:呉市に同じ</p>	<p>なし</p>
<p>年3回(6・8・12月),人権相談 所を開設し,呉法務局蒲刈町人 権擁護委員2名が相談に対応し ている。</p>	<p>呉人権擁護委員会安浦川尻支 部に相談事業委託し,委員4名 が年2回,町民の相談に対応し ている。</p>	<p>人権擁護委員2名が,年2回 (10:00-15:00)住民の相談 に対応している。</p>	<p>人権擁護委員2名が,年2回 (10:30-15:30)住民の相談 に対応している。</p>
<p>ポスター等による啓発や,12 月の人権週間には物品を配付 するなど啓発広報を実施してい る。</p>	<p>世界人権宣言安浦実行委員会 と共催し,人権展を開催してい る。</p>	<p>児童生徒による「人権啓発ポ スター・標語募集」 人権カレンダー標語集を各世 帯に配布 人権意見発表会</p>	<p>児童生徒による「人権標語」 人権週間中に人権啓発・街頭 活動 広報紙・有線テレビを利用 人権カレンダーを作成,配布 人権講演会開催 人権パネル展示</p>
<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。</p>	<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。</p>	<p>なし</p>	<p>教育集会所を町内1カ所に設 置。 呉市に同じ</p>
<p>ほか 1項目</p>	<p>ほか 4項目</p>	<p>ほか 1項目</p>	<p>ほか 4項目</p>
<p>6項目</p>	<p>9項目</p>	<p>5項目</p>	<p>8項目</p>

# 協議第29号

## コミュニティの振興等

内 容																						
<p>自治組織，国際交流・協力，広報・広聴活動，相談事業などについて協議する。</p>																						
<p style="text-align: center;"><b>調整方針（合併協定案）</b></p>																						
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p>																						
<p style="text-align: center;"><b>市・町の現状及び参考資料</b></p>																						
<p>行政制度調整調書 P 6 4 ~ 6 6 P 7 5 ~ 7 9</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（１）の項目数</td> <td>1 6</td> <td>2 0</td> <td>1 9</td> <td>1 6</td> <td>2 4</td> <td>1 8</td> </tr> <tr> <td>調整方針（２）の項目数</td> <td>2 4</td> <td>2 0</td> <td>2 1</td> <td>2 4</td> <td>1 6</td> <td>2 2</td> </tr> </tbody> </table>		音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町	調整方針（１）の項目数	1 6	2 0	1 9	1 6	2 4	1 8	調整方針（２）の項目数	2 4	2 0	2 1	2 4	1 6	2 2
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町																
調整方針（１）の項目数	1 6	2 0	1 9	1 6	2 4	1 8																
調整方針（２）の項目数	2 4	2 0	2 1	2 4	1 6	2 2																

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
<b>コミュニティ振興</b>			
町内会・自治会への助成： 自治会連合会事業補助 (調書 P64)	呉市自治会連合会の活動に要する経費に対し補助金を支出している。 補助額：2,700,000円以内		なし
<b>高度情報化への対応</b>			
産業情報の提供 (調書 P76)	インターネット(メール直送便)やFAX(FAX直送便)により、利用者に助成制度や研修会等の情報を提供している。 中小企業施策情報 各種融資制度、助成制度に関する情報 技術研究情報 呉地域産業振興センター等の各支援機関が開催する講習会、講演会、研修会等の情報 地域の産業に関するその他の情報 イベント、呉地域産業振興センターの事業紹介等		
<b>国際交流・協力</b>			
国際理解の促進： 姉妹校・友好校との交流 (調書 P77)	横路小と韓国鎮海市道泉初等学校、呉三津田高と中国温州中学が友好校 市立呉高と台湾樹人女子高級家事商業職業学校が国際交流校	なし	なし
姉妹・友好都市との交流 (調書 P77)	ブレマトン市 アメリカ合衆国、1970.8提携 高校生の相互派遣等を行っている。 マルベージャ市 スペイン国、1990.12提携 鎮海市 大韓民国、1999.10提携 模範運転者研修生の受け入れ、芸術交流、スポーツ交流等を行っている。 (国内：鳥取県名和町)  国内の友好・姉妹都市提携については、合併前に、町において解消することとする。	なし (国内：島根県掛合町 H9.12.14提携)	なし (国内：岡山県真備町 H14.10.2提携)
		ほか 14項目	ほか 17項目
<b>合計項目数</b>		16項目	20項目

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

なし		なし	
----	--	----	--

なし	なし	なし	なし
----	----	----	----

	なし	なし	なし
なし	なし (国内:広島県加計町 S61.10.14提携)	なし	なし (国内:北海道礼文町 S55.7.1提携)
ほか 16項目	ほか 13項目	ほか 20項目	ほか 12項目

19項目	16項目	24項目	15項目
------	------	------	------

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
コミュニティ振興			
コミュニティ組織 (調書 P64)	自治会の組織 呉市自治会連合会(1) 地区自治会連合会(21) 単位自治会(354)  呉市交通安全推進協議会 連合会 市内全域を対象とした街頭指導等の実施により交通安全意識の高揚を図る連合会 団体数:1 補助額:3,578,000円 呉交通安全協会 市内全域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:7,909,991円 (ただし、交通安全教育指導員活動費として) 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円  団体補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	各区の組織 町内14区  女性会連合会 団体数:1 補助額:270,000円 敬老会 補助額:4,330,500円 (1,500円×2,887人) 音戸倉橋交通安全協会への助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円	各区の組織 町内23区  青少年健全育成関係 ・青少年健全育成連絡協議会 ・子ども会 ・母親クラブ ・PTA 女性、高齢者関係 ・女性会 ・老人クラブ スポーツ団体 ・学区体育団体 音戸倉橋交通安全協会への助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を対象とした交通安全教室等の実施により交通安全思想普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:160,000円 負担金:140,000円 (街頭配布物)
町内会・自治会への助成: 自治会連合会事業補助 (調書 P64)	呉市自治会連合会の活動に要する経費に対し補助金を支出している。 補助額:2,700,000円以内	各区のコミュニティ振興活動に要する経費 補助額:1,005,000円 各区のボランティア活動のための傷害保険 1,000,000円/年	なし
町内会・自治会への助成: 自治会等に支払われる報酬・手数料等 (調書 P64)	(1)自治会長:報酬なし (2)手数料等 書類の配布 年5,000円+300円 ×世帯数 交通災害共済 30円×人数 国民健康保険料徴収 収納額の2.5%  その他自治会費の独自徴収あり	(1)報酬等(14区合計) 出張所長報酬: 9,408,000円/年 区長謝金: 1,204,000円/年 (2)その他(14区合計) 区長会研修補助: 448,000円/年 出張所燃料費: 53,000円/年 通信運搬費: 14,000円/年 土地借上: 252,000円/年	(1)報酬等 出張所長報酬: 16,234,000円(23人) (2)手数料等 県広報の配布:県支給額 税金の徴収:徴収率による
民生委員・児童委員協議会への助成 (調書 P64)	設置単位 原則として、自治会、支所区域  団体数 22  補助額 773,000円(H15年度)	町全域  1  1,980,000円 (報償費:民生委員謝礼金)	町全域  1  120,000円(H15年度)
町地域に地区民協を設置する。			

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
<p>常会等の組織 蒲刈町区長会(1) 地区組頭・常会長会(4) 単位組頭・常会(54)</p> <p>蒲刈町交通安全協会への助成 団体数:1 補助額:108,000円 女性会 団体数:4 補助額:680,000千円</p>	<p>自治会の組織 安浦町自治会連合会(1) (会長:1名,副会長:3名) 単位自治会(46)</p> <p>安浦町交通安全推進協議会 町内における交通の環境整備 及び交通事故の防止を図る。 広交通安全協会安浦支部へ の助成 安浦町と協同で街頭指導を行 い,交通安全思想の普及・高揚 を図る。 団体数:1 補助額:162,000円 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円</p>	<p>自治会の組織 集落(6)各集落ごとに正副区 長を選出し活動を行う。</p> <p>木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思想 の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会 豊浜支部 団体数:1 補助額:50,000円 豊浜町女性会連合会 団体数:1 補助額:300,000円</p>	<p>自治会の組織 豊町連合町内会(1) 単位町内会(4)</p> <p>木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思想 の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会 豊支部 団体数:1 補助額:135,000円 女性会 団体数:1 補助額:905,000円</p>
なし	補助額:2,609,000円	なし	<p>町内会連合会補助 補助額:856,000円 (内訳) ・事務費分:100,000円 ・自治会保険掛金分: 555,000円 ・防災の日関係経費分: 161,000円 ・白方公園トイレ汲取り分: 40,000円 町内会連合会補助 (各自治会分) 補助額:3,600,000円</p>
<p>区長等の報酬あり 区長(4):100,000円/月 常会長・組頭(54): 50,000円/年</p>	<p>自治会活動費補助金: 3,557,600円 (800円×4,447世帯)</p>	<p>正副区長と役員への報償費 区長 小野浦区長 150,000円 内浦区長 100,000円 山崎区長 90,000円 大浜区長 95,000円 立花区長 85,000円 齋区長 80,000円 副区長 50,000円×7名 組長 38,000円×63名 区長会の研修に要する経費 に対する補助金 補助額:100,000円(H15予算)</p>	<p>町内会連合会補助360万円 を平等割各町内会10万円,32 0万円を人口により按分して各 町内会に配分し,役員報酬の一 部に充当 豊町連合町内会補助金 (活性化事業分) 盆踊り,祭など町内の活性化 に対する事業に対して,連合町 内会補助200万円を平等割各 地区20万円,120万円を人口 により按分して各町内会に配分</p>
町全域	町全域	町全域	町全域
1	1	1	1
<p>予算の範囲内で運営費補助 243,000円(H15年度)</p>	270,000円(H15年度)	<p>予算の範囲内で事業補助 500,000円(H15年度)</p>	455,000円(H15年度)

該当項目		呉市	音戸町	倉橋町
公衆衛生推進協議会への助成 (調書 P65)  補助金については、内容を精査したうえで、経過措置も検討していく。	設置単位	呉市公衆衛生推進協議会を組織し、自治会単位に単位団体を組織(21地区)	町全域	町全域
	団体数	1(呉市公衆衛生推進協議会)	1	1
	補助額	補助金なし 業務委託: 1,703,100円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 公衆衛生推進協議会 補助額:950,000円(H15年度) 地区衛生推進協議会 補助額:150,000円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 補助額:40,000円(H15年度)
防犯組合への助成 (調書 P65)  団体運営補助については、経過措置をとる方向で調整していく。	設置単位	市内全域を対象としている呉市防犯連合会	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織
	団体数	1	14	連合組織:23
	補助額	4,757,000円(H15年度)	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円
町内会・自治会集会所等整備補助: 集会所整備補助 (調書 P66)		集会所の新築(買収含む)、増改築(100㎡以内)に要する経費に対し補助金を支出している。  新築(買収含む) 補助率 50㎡以内:1/2 50㎡を超えた部分:1/3 最高限度額:4,166千円 増改築 補助率:工事費の1/3 最高限度額:3,333千円	町が建設し、区又は老人クラブに管理を委託している。 (年間0~12万円) 土地は原則として地元が準備する。	なし

(参考 調書P66)

福祉センター	設置数	なし	1施設	なし
老人集会所	設置数	32館	9館	12館
	施設内容	集会所等	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
老人いこいの家	設置数	1館(みはらし荘2階)	1館	なし
老人福祉センター	設置数	3施設	なし	1施設
	規模	延べ床面積:2,149.5㎡		延べ床面積:505.0㎡
	施設内容	相談室,集会所,教養娯楽室,研修室		集会所,教養娯楽室,機能回復訓練室
自治会集会所(自治会館)	設置数	139館(自治会集会所の数)	7館 集会所:1(有清) 教育集会所:3 (北隠渡,早瀬,渡子) コミュニティ会館:3 (畑,早瀬,波多見)	12館 コミュニティホーム:7 生活改善センター:5
	設置基準	なし	なし	おおむね単位自治会に1館
	規模等	各自治会で異なる。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)
	管理運営方法	各自治会が独自に建設し、運営している。	町が国庫補助により建設し、町が管理運営	町が建設し、自治会に管理を委託

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
町全域	町全域 46地域52名の委員(自治会より推せん)	町全域	町全域(町内4地区及び女性会から選出) 18名で組織
1	1	1(豊浜町公衆衛生推進協議会)	1
216,000円(H15年度)	405,000円(H15年度) 献血友の会(安浦町公衆衛生推進協議会の部会:献血事業の推進を図る) 162,000円(H15年度)	300,000円(H15年度)	302,000円(H15年度)
各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織	木江警察署単位に連合会を組織している。	各警察署単位に連合会を組織し,下部組織として各地域,団体ごとに単位団体を組織
1	1	1	1
広警察署管内防犯組合連合会 負担金:43,000円	広警察署管内防犯組合連合会 負担金:170,000円	木江警察署防犯組合連合会 補助額:210,000円	木江警察署管内防犯組合連合会 補助 255,520円(H15年度)
町が建設している。	集会所の新設(改築含む)に要する経費及びエアコン設置に要する経費に対し,補助金を支出している。 新築(改築含む) 木造(坪:50万) ・100世帯未満 100㎡以内 限度額:30坪=15,000千円 ・100世帯以上 150㎡以内 限度額:45坪=22,500千円 鉄骨(坪:60万) ・100世帯未満 100㎡以内 限度額:30坪=18,000千円 ・100世帯以上 150㎡以内 限度額:45坪=27,000千円 エアコン設置 補助率:設置費の1/3 最高限度額:400千円	町が全額負担している。	豊町補助金等交付規則により,備品購入に要する経費に対し補助金を支出している。

なし	1施設	なし	なし
4館	6館	なし	6館
(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		(呉市に同じ)
なし	1館	なし	なし
なし	1施設 延べ床面積:636.89㎡ (呉市に同じ)	なし	1施設 延べ床面積:2,298.45㎡ 集会室,会議室,講習室,調理室,浴室など
4館	9館	6館	3館
概ね単位区に1館	なし	各集落1館	町内9地域に1館 大長5地区,久比2地区 御手洗,沖友
各区で異なる。	150㎡以内	規模:92㎡~366㎡	各区で異なる。
町管理	自治会に委託	自治会に委託	自治会に委託

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

広聴

相談 (調書 P78)	<p>市民生活課市民相談係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 毎水・金曜日 (第2金曜日を除く) 司法書士による登記法律相談： 毎月曜日(市役所) 第3木曜日(昭和支所) 行政相談委員による相談： 第2月曜日 行政書士による相談会： 第2・第4木曜日 交通事故相談員による相談： 毎水・木曜日 消費生活相談員による相談： 随時 職員による市民相談： 随時 1日総合相談室 行政機関等：年2回 合同相談所 行政機関等：年1回</p>	<p>住民課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 年4回程度(不定期) 人権・行政相談 人権擁護委員、行政相談委員による合同相談所開設 毎月第2火曜日 民生委員による心配ごと相談： 毎週水曜日 (社会福祉協議会が実施)</p>	<p>各課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>弁護士による法律相談： 年2回程度(不定期) (福祉保健課) 人権擁護委員による人権相談： 毎月第2火曜日 (住民課) 行政相談委員による相談： 毎月第4火曜日 (総務課) 民生委員による心配ごと相談： 毎月第2・4火曜日 人権相談、行政相談をそれぞれ合同で行う。 (社会福祉協議会)</p>
----------------	---	--	---

情報公開と個人情報保護

公文書公開 (調書 P79)	条例	<p>H11.10.1 呉市情報公開条例制定 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む)のうち決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものを対象として公開している。 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：10円，カラー：50円 郵送料：実費</p>	<p>H15.10.1 音戸町情報公開条例制定 実施内容は呉市に同じ</p>	<p>H14.10.1 倉橋町情報公開条例制定 公開対象は呉市に同じ 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：10円，カラー：80円 郵送料：実費</p>
	実施機関	<p>市長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>	<p>町長，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>	<p>町長，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>
			ほか 15項目	ほか 13項目

合計項目数	24項目	20項目
-------	------	------

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
<p>相談内容により各課が対応している。</p> <p>人権相談：年2回 行政相談：年2回 年金相談：年1回</p>	<p>総務課住民相談係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権相談：年2回 行政相談：年1回</p>	<p>住民課を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権擁護委員による人権相談：年2回 行政相談員による相談：年2回 民生委員による心配ごと相談：月1回</p>	<p>総務課庶務係を窓口として、各種相談事業を行っている。</p> <p>人権擁護委員による人権相談：年2回(町民課) 行政相談員による相談：月1回 民生委員による心配ごと相談：月3回</p>
<p>なし</p>	<p>H13.4.1 安浦町情報公開条例制定 公開対象は呉市に同じ 公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒：20円，カラー：100円 郵送料：有料</p> <p>町長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会</p>	<p>なし</p>	<p>H14.4.1 豊町情報公開条例制定 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものを対象として公開している。</p> <p>公文書の閲覧：無料 公文書の写しの交付 1枚(片面)当たりA3まで30円 A3以上の図面等1枚100円 郵送料：有料</p> <p>町長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員，固定資産評価審査委員会，議会</p>
<p>ほか 14項目</p>	<p>ほか 15項目</p>	<p>ほか 9項目</p>	<p>ほか 13項目</p>
<p>21項目</p>	<p>24項目</p>	<p>16項目</p>	<p>22項目</p>

## 協議第30号

### 水道事業の取扱い

内 容
料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修などについて協議する。
調整方針（合併協定案）
町の水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。  水道料金の取扱いについては「公共料金等の取扱い」で今回提案
市・町の現状及び参考資料
行政制度調整調書 P 8 0

## 協議第31号

### 下水道（集落排水）事業の取扱い

内 容
使用料，助成制度，基盤整備・維持補修などについて協議する。
調整方針（合併協定案）
町の下水道（集落排水）事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，整備を図っていくものとする。  下水道使用料等の取扱いについては「公共料金等の取扱い」で今回提案
市・町の現状及び参考資料
行政制度調整調書 P 8 1

## 協議第32号

### 消防・防災体制整備

内 容						
消防・救急体制，消防団組織，防災対策，交通安全対策などについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。 町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
行政制度調整調書 P 8 2 ~ 8 3						
	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
調整方針（1）の項目数	-	-	3	1	2	2
調整方針（2）の項目数	6	6	3	5	4	4

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

該当項目		呉市	音戸町	倉橋町
防災				
自主防災組織 (調書 P83)	内容	自治会を単位として組織する。 (事業内容) 防災知識の普及 風水害の予防 (危険箇所の点検) 防災訓練の実施 防災資機材の整備 災害発生時の状況把握、通報、救護、避難誘導など	/	/
	組織数 (組織率)	組織数: 41団体(H16.1現在) 組織率: 9.2%		
	住民の防災意識の啓発	市広報紙「くれ」に啓発記事を掲載している。		
			-	-
<b>合計項目数</b>			-	-

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊 町
-----	-----	-----	-----

なし		なし	なし
ほか 2項目	ほか 1項目	ほか 1項目	ほか 1項目

3項目	1項目	2項目	2項目
-----	-----	-----	-----

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

該当項目	呉市	音戸町	倉橋町
------	----	-----	-----

消防団及び消防分団

**調整方針案： 町の消防団は全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していく。  
団員の報酬等は、呉市の基準に統一。**

消防団 及び 消防分団 (調書 P82)	組織体制	分団数	24分団	10分団	19分団
		団員数	定員:880人 実員:816人	定員:284人 実員:284人	定員:294人 実員:270人
		詰所・車庫	52か所	17か所	19か所
	年額報酬	団長	82,000円	71,000円	61,000円
		副団長	68,500円	57,000円	49,500円
		分団長	50,000円	40,000円	39,000円
		副分団長	45,000円	35,000円	27,000円
		部長	39,000円	25,000円	23,500円
		班長	36,500円	25,000円	21,500円
		団員	35,500円	24,000円	20,000円
指導員		-	-	39,000円	
出務報酬	災害出動 5時間未満:3,000円/回 5時間以上:6,000円/回 その他の出動 5時間未満:1,500円/回 5時間以上:3,000円/回	2,500円/回	水火災・警戒・訓練の場合 2,500円/日 消防団指導 3,500円/日		
消防機材整備	非常備消防 小型動力ポンプ:72 積載車:61 ポンプ車:3 指揮車:1	非常備消防 消防ポンプ車:1 小型動力ポンプ:13 積載車:20	非常備消防 小型動力ポンプ:38 積載車:20		

防災

**調整方針案： 原則、呉市の制度に統一するものとする。  
ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

自主防災組織 (調書 P83)	内容	自治会を単位として組織する。 (事業内容) 防災知識の普及 風水害の予防 (危険箇所の点検) 防災訓練の実施 防災資機材の整備 災害発生時の状況把握、通報、救護、避難誘導など	音戸婦人消防隊 音戸町先奥・有清・畑地区に居住する女性で組織 (事業内容) 火災予防についての研究 家庭及び地域における防火思想と普及の高揚 消火栓及び消火器等による初期消火活動訓練の実施 その他この消防隊の目的達成のため必要と認める事項	原則として各集落単位とする。 (事業内容) 防災知識の普及 防災訓練 災害発生時における情報の収集伝達 初期消火、避難誘導及び応急対策等
	組織数 (組織率)	組織数:41団体(H16.1現在) 組織率:9.2%	組織数:1団体	組織数:1団体 組織率:4%
	住民の防災意識の啓発	市広報紙「くれ」に啓発記事を掲載している。	町広報誌「おんど」に啓発記事を掲載している。	江能広域だよりに啓発記事を掲載している。

(参考)

防災行政無線システム等 (調書 P83)	H16年度以降の整備に向けて検討中	役場を基地局とする屋外拡声子局27か所により、防災情報等を町内全地域に無線で伝達する、	役場を親局、鹿島を中継局とし、子局の屋外拡声受信機38か所と戸別受信機との併用により、地震、台風、大雨、火災、その他非常時に発生した万一の場合、一斉に広く速く正確に情報伝達を行う。
		ほか 4項目	ほか 4項目

合計項目数	6項目	6項目
-------	-----	-----

蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
-----	-----	-----	----

4分団	15分団	6分団	4分団
定員:150人 実員:135人	定員:250人 実員:248人	定員:151人 実員:122人	定員:160人 実員:158人
4か所	19か所	6か所	11か所
60,000円	82,400円	73,000円	76,000円
50,000円	57,900円	55,000円	55,000円
45,000円	36,400円	38,000円	38,000円
35,000円	-	30,000円	30,000円
23,000円	-	25,000円	25,000円
23,000円	-	20,000円	21,000円
22,000円	11,800円	18,000円	18,000円
-	-	-	-
夜警:2,000円/回 訓練:1,000円/回 災害時の執務: 特に定めはないが、状況に応じ支出	2時間未満:2,000円/回 2時間以上:4,000円/回	火災:5,000円/回 年末警戒:3,500円/回 訓練,消火訓練:3,500円/回 総合基礎訓練:5,000円/回 町外訓練:7,000円/回	全団員共通 1回につき4,000円×年8回 =32,000円の固定制
非常備消防 小型動力ポンプつき積載車:9	非常備消防 ポンプ車:2 搬送車:13 指揮車:1	非常備消防 小型動力ポンプ:16 積載車:10	非常備消防 小型動力ポンプ:17 積載車:10

なし	女子畑婦人防火クラブに対し、補助金を支出している。 H15:72,000円	なし	なし
	組織数:1団体		
	町広報紙により行っている。		

役場を基地とする屋外拡声子局10か所及び公用車等に配備した移動無線4台により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。	役場を親局とする子局34か所により、防災情報を即座に伝達する。	役場を基地とする屋外拡声子局10か所及び公用車等に配備した10台と携帯型2台の移動無線により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。	各家庭に戸別受信機を設置し、また、役場を基地とする屋外拡声子局19か所及び移動無線30台により、風水害や地震などの大規模災害時、防災情報を即座に住民に伝達し、また、有線が途絶した場合の連絡手段とする。
ほか 2項目	ほか 3項目	ほか 3項目	ほか 3項目

3項目	5項目	4項目	4項目
-----	-----	-----	-----

# 協議第34号 公共料金等の取扱い

## (1) 保育料

### 調整方針（合併協定案）

保育料は、呉市の基準に統一するものとする。

### 市・町の現状及び参考資料

平成14年度決算における児童一人あたりの保育料（月額：公立へき地保育所及び幼稚園は含まない）

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
19,838円	22,569円	23,770円	14,947円	17,399円	17,429円	23,241円

保育料現年分調定額 / 年度のべ入所児童数により算出

#### 施設数及び児童数

上段：施設数

下段：児童数(人)

		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
保育所	公立	17	7	6	2	5	1	1
		1,159	258	154	47	194	5	13
	公立へき地	-	-	-	-	1	-	-
		25	-	-	-	25	-	-
		2,166						
公立幼稚園		-	-	-	-	-	1	1
							16	28
施設数計		42	7	6	2	6	2	2
児童数計		3,325	258	154	47	219	21	41

# 協議第34号 公共料金等の取扱い

## (2) 介護保険料

### 調整方針（合併協定案）

介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

### 市・町の現状及び参考資料

#### 平成15年度保険料基準月額（第3段階）

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
3,370円	3,683円	4,244円	3,070円	3,708円	3,000円	3,600円

#### 第1号被保険者保険料

項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	
保険料段階別 保険料率 (H15年度)	第1段階	20,220円	22,100円	25,400円	18,420円	22,200円	18,000円	21,600円
	第2段階	30,330円	33,100円	38,100円	27,630円	33,400円	27,000円	32,400円
	<b>第3段階</b>	<b>40,440円</b>	<b>44,200円</b>	<b>50,900円</b>	<b>36,840円</b>	<b>44,500円</b>	<b>36,000円</b>	<b>43,200円</b>
	第4段階	50,550円	55,200円	63,600円	46,050円	55,600円	45,000円	54,000円
	第5段階	60,660円	66,300円	76,300円	55,260円	66,800円	54,000円	64,800円
保険料段階別 人数 (H14.7.1)	第1段階	1,025人	38人	38人	17人	26人	23人	6人
	第2段階	18,855人	1,749人	1,592人	670人	1,392人	803人	928人
	第3段階	12,743人	1,135人	697人	323人	1,043人	227人	355人
	第4段階	9,684人	805人	252人	127人	482人	68人	149人
	第5段階	3,692人	231人	157人	60人	162人	47人	54人
	計	45,999人	3,958人	2,736人	1,203人	3,105人	1,165人	1,492人

協議第34号 公共料金等の取扱い

(3) 国民健康保険料

調整方針（合併協定案）								
国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。								
市・町の現状及び参考資料								
平成14年度決算における被保険者一人あたりの保険料（税）年額								
呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町		
75,025円	85,290円	76,790円	59,557円	65,364円	77,896円	70,254円		
保険料（税）現年分合算（医療・介護）調定額 / 年度平均被保険者数により算出								
項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	
賦課方式・標準割合								
所得割(%)	52.0	51.0	53.0	41.0	40.0	38.0	40.0	
資産割(%)	-	16.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
均等割(%)	30.0	18.0	21.0	33.0	35.0	35.0	35.0	
平等割(%)	18.0	15.0	11.0	16.0	15.0	17.0	15.0	
賦課標準額								
所得割	当該年度基礎控除後の総所得金額	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	当該年度町民税の所得割額	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	
資産割	なし	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	当該年度の固定資産税額	当該年度の固定資産税額	当該年度の固定資産税額	固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	
保険料(税)率								
所得割 (基礎控除後の総所得金額等の)	医療	7.9/100	7.5/100	7.5/100	7/100	5.38/100	11.5/100	6.80/100
	介護	1.0/100	0.68/100	0.6/100	0.8/100	0.92/100	1.6/100	1.04/100
資産割	医療	なし	56/100	53/100	48.6/100	32.56/100	72.2/100	85.7/100
	介護		5/100	4.9/100	7/100	7.07/100	19.2/100	21.3/100
均等割 (被保険者1人につき)	医療	23,400円	18,000円	19,000円	23,000円	22,700円	32,300円	28,200円
	介護	4,560円	6,400円	5,600円	6,000円	7,700円	7,500円	7,500円
平等割 (一世帯につき)	医療	22,800円	28,500円	20,000円	18,000円	18,700円	29,200円	29,000円
	介護	3,480円	3,600円	3,500円	4,000円	4,300円	4,900円	4,400円

# 協議第34号 公共料金等の取扱い

## (4) 水道料金

### 調整方針（合併協定案）

水道料金は、呉市の基準に統一するものとする。

### 市・町の現状及び参考資料

#### 水道料金(消費税込み月額)

単位(円)

使用水量	メーター 口径	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
10	13mm	1,302	2,550	2,600	1,950	1,910	2,080	2,250
	20mm		2,580	2,640	2,005	2,005	2,400	2,300
	25mm		2,620	2,650	2,025	2,015	2,500	2,350
	40mm	5,880	2,390	2,770	1,900	2,204	2,610	2,500
	50mm	15,939		3,220		3,706	4,080	2,800
20	13mm	3,244	5,280	5,250	3,850	3,853	4,290	4,950
	20mm		5,310	5,290	3,905	3,948	4,600	5,000
	25mm		5,350	5,300	3,925	3,958	4,710	5,050
	40mm	7,822	5,120	5,420	3,800	4,147	4,810	5,200
	50mm	18,228		5,870		5,649	6,280	5,500
30	13mm	5,533	8,010	7,900	5,750	5,953	6,490	7,650
	20mm		8,040	7,940	5,805	6,048	6,810	7,700
	25mm		8,080	7,950	5,825	6,058	6,910	7,750
	40mm	10,111	7,850	8,070	5,700	6,247	7,020	7,900
	50mm	20,517		8,520		7,749	8,490	8,200
40	13mm	8,011	10,950	10,550	7,650	8,158	8,700	10,350
	20mm		10,980	10,590	7,705	8,253	9,010	10,400
	25mm		11,020	10,600	7,725	8,263	9,120	10,450
	40mm	12,589	10,790	10,720	7,600	8,452	9,220	10,600
	50mm	22,995		11,170		9,954	10,690	10,900
50	13mm	10,489	13,890	13,200	9,550	10,468	10,900	13,050
	20mm		13,920	13,240	9,605	10,563	11,220	13,100
	25mm		13,960	13,250	9,625	10,573	11,320	13,150
	40mm	15,067	13,730	13,370	9,500	10,762	11,430	13,300
	50mm	25,473		13,820		12,264	12,900	13,600

上記料金には次のメーター使用料含む

メーター 使用料	13mm	なし	157	80	50	94	105	50
	20mm		189	120	105	189	420	100
	25mm		231	130	125	199	525	150
	40mm		自己負担で 設置	250	自己負担で 設置	388	630	300
	50mm			700		1,890	2,100	600
	電子メーター		-	-	2,270	-	-	-
分担金 (加入金,消費税含む)	13mm 52,500円～	13mm 88,200円～	13mm 75,000円～	13mm 21,000円～	13mm 105,000円～	工事費の2割	10,000円	

協議第34号 公共料金等の取扱い

(5) 下水道使用料等

公共下水道事業

調整方針（合併協定案）

下水道使用料は、呉市の基準に統一するものとする。

下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については、呉市の制度に統一するものとする。

市・町の現状及び参考資料

項目	呉市	倉橋町	蒲刈町	安浦町
事業の内容	公共下水道事業 処理場:3か所 H14年度末普及率: 90.5%	特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業 処理場:1か所 H19年度事業完了 予定	公共下水道事業 処理場:1か所 H14年度末普及率: 40.5%
使用料 (消費税込み 月額:単位(円))	8	918	-	-
	10	988	1,890	1,155
	15	1,723	2,940	1,890
	<b>20</b>	<b>2,458</b>	<b>3,990</b>	<b>2,677</b>
	30	4,253	6,290	4,357
	40	6,238	8,590	6,142
	50	8,222	10,890	8,032
100	19,405	22,390	18,532	
受益者負担金	対象者	公共下水道の排水区 域内に存する土地の 所有者	公共下水道の排水区 域内に存する土地の 所有者	公共下水道の排水区 域内にある家屋の 所有者
	負担額	110円/m <sup>2</sup>	公共マス1個当たり: 10万円	400円/m <sup>2</sup>
	納付方法	年に1回で1~3年払 い (前納報償金なし)	3年以内一括	一括払い
水洗便所改造資金 貸付制度	水洗便所改造工事 内容により,1件につ き10万円~45万円の 無利子貸付け	貸付制度なし 報償金制度あり 1年4万円 2年2.5万円 3年1万円	なし	水洗便所改造及び排 水設備改造補助金 1年以内接続:10万円 2年以内接続:8万円 3年以内接続:6万円

協議第34号 公共料金等の取扱い

(5) 下水道使用料等

集落排水事業

調整方針（合併協定案）

集落排水使用料は、呉市の基準に統一するものとする。

集落排水事業分担金は、当面現行のとおりとし、3年を目途に制度の統一を図るものとする。

市・町の現状及び参考資料

項目	呉市	倉橋町	安浦町	豊浜町	豊町	
事業の内容	農業集落排水事業 (下蒲刈地区) 漁業集落排水事業 (下蒲刈地区)	漁業集落排水事業	農業集落排水事業 (野路西地区) H14年度末普及率: 100% 水洗化率:70%	農業集落排水事業	農業集落排水事業 沖友地区 H15年度一部 H16年度使用開始 久比地区 H16年度工事開始 予定	
使用料 (消費税込み 月額:単位(円))	8	918	-	-	918	
	10	988	1,890	1,155	988	
	15	1,723	2,940	1,890	1,723	
	<b>20</b>	<b>2,458</b>	<b>3,990</b>	<b>2,677</b>	<b>1,500</b>	
	30	4,253	6,290	4,357	4,253	
	40	6,238	8,590	6,142	6,238	
	50	8,222	10,890	8,032	8,222	
	100	19,405	22,390	18,532	19,405	
分担金・ 加入金	対象者	排水設備の新設 を行おうとする者	排水処理施設処 理区域内に存す る土地の所有者	事業区域内の建 築物を所有する 者	世帯主等で施設 を使用する者	排水設備の新設 を行おうとする者
	負担額	供用開始後 3年以内: 100,000円 3年経過後: 200,000円	公共マス1個 当たり:10万円	400円/m <sup>2</sup>	加入時に6万円	加入時に6万円
	納付方法	年に1回で1~3 年払い (前納報償金なし)	3年以内一括	一括又は5年間で 分割払い (前納報奨金制度 あり:最大20%)	基本的には年1 回払い (全額) 分割も可能	一括払い